

平成 28 年度 独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

高齢者や障害者の地域の権利擁護支援体制の構築

# 事業報告書

平成 29 年 3 月 31 日



特定非営利活動法人浜松成年後見センター

## はじめに

浜松成年後見センターは、市民の権利擁護を推進する非営利事業であり、地域の福祉援助を必要とした高齢者、障害者やその家族の権利擁護を図ることを目的に活動している。平成 26 年度に後見受任を開始し、現在は約 90 件の法定後見、任意後見を受任して日々活動している。当センターには、地域の医療機関、行政の福祉の窓口、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員等からの相談が依頼されている。

受任のケースの特徴は、生活保護や障害基礎年金で生活する財産の少ない人にも積極的に関与している点である。相談の内容は、複合したニーズを抱える家族、ネグレクトや経済的虐待や犯罪に巻き込まれたケースなど、いわゆる困難ケースが中心である。個人の第三者後見人では対応が困難な事案に対して、弁護士、社会福祉士が中心となり、当会が法人組織として対応しているところである。

判断能力の弱い高齢者や障害者の権利擁護には成年後見制度の普及と活用は不可欠である。しかし、成年後見制度が誕生して 20 年近くが経過しようとしているが、医療・福祉・行政機関の理解不足、医療・福祉・行政等の関係機関と成年後見制度と連携は体制化されているとはいえない。担い手の不足も深刻な課題である。

また、専門職後見だけではなく、市民相互の支えあいの仕組みづくりも求められている。当センターは、専門職とともに市民が協働し、さらに関係機関と連携しつつ地域の困難ケースの解決に向けてともに実践する場をつくり、専門職と市民の協働による地域の権利擁護体制づくりを目標にしている。

このような背景において当センターは平成 28 年度事業として、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成を受け、「高齢者や障害者の地域の権利擁護支援体制の構築本事業」をすすめてきた。

この事業では以下の 4 本の活動を柱にして実施した。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 市民を対象とした成年後見相談会の開催</li><li>2 権利擁護啓発公開講座の開催</li><li>3 市民後見人（市民サポーター）の養成</li><li>4 権利擁護体制あり方検討会</li></ol> |
|---|

これらは、地域の権利擁護の体制づくりのための啓発、担い手の育成、そして権利擁護のための地域連携を図ることを目的に実施した。

市民を対象とした成年後見相談会の開催については、身近に成年後見制度利用について相談できる窓口が少ないことから、成年後見制度そのものについての知識や情報を得たい・相続の手続きがわからない・親亡き後のことを相談したい・将来の備えとして知意を得ておきたい等と幅広い相談が寄せられ、当センターで実際に実務を担当しているスタッフが丁寧に応対して好評だった。

権利擁護啓発公開講座は、市民成年後見人養成研修の開設記念講演として、養成研修受講者以外にも広く市民に参加を呼び掛けて開催した。基調講演では、愛知県から知多地域成年後見センター事務局長の今井友乃氏を招き、法人後見とは何か、地域の権利擁護体制の作り方について等、氏の実践から話が行われた。市民への啓発の成果とともに、先駆的な取り組みを行っている知多

地域成年後見センターの活動の紹介から浜松市における権利擁護体制構築に向けた指針を多く得ることができた。公開講座の後半には、シンポジウムを行い、地域の関係機関のそれぞれの立場から浜松市の権利擁護体制構築に向けた提言が行われ、権利擁護体制あり方検討会へ議論が引き継がれた。

権利擁護体制あり方検討会には、司法、福祉、行政等の関係者が集い、地域における権利擁護の仕組みづくりのための熱心な議論が展開された。権利擁護体制あり方検討会は3回開催され、成年後見の普及と利用の促進のための地域の諸課題が明確化され、解決に向けた検討が行われた。

昨年4月15日に成年後見制度の利用の促進に関する法律が公布され、成年後見制度利用促進基本計画案の作成や、成年後見制度の利用の促進に関する施策における関係行政機関相互の調整等を行うための機関として内閣府に「成年後見制度利用促進会議」が設置された。そして利用促進会議の諮問機関として設けられた「成年後見制度利用促進委員会」は平成29年1月13日に意見の取りまとめを内閣府に提案したという国の経緯もあり、本検討会は国の議論も眺めながら、では浜松市では具体的にどのような権利擁護体制を構築するかの検討議論が行われた。

# 1 相談会の開催

## ① 目的

権利擁護の支援を必要とする高齢者や障害者の家族や支援関係者の相談を行うことで、ニーズに応じた適切な支援を実現する。

## ② 実施した内容

相談窓口開設を広報して、来談者と相談を行い、必要な場合は支援計画立案、支援実施につなげていった（支援につながったケース 2件）。

	開催日時	場所	来談者数	担当スタッフ
第1回	H28.11.12（土） 13:00～17:00	特別養護老人ホーム 南風地域交流ルーム	相談者；4組 （9人）	専門職3人 運営スタッフ1人
第2回	H28.12.10（土） 13:00～17:00	浜松市社会福祉交流 センター（協力 浜 松市浜松手をつなぐ 育成会）	相談者；8組 （18人）	専門職3人 運営スタッフ1人
第3回	H29.2.18（土） 13:00～17:00	障害者支援施設 支援センターわかぎ	相談者；3組 （6人）	専門職3人 運営スタッフ1人

### 【主な相談内容】

#### 1 当事者としての相談

- ・後見制度について（費用、死後事務、申立人、制度利用の時期等）

#### 2 障害者の親としての相談

- ・未成年後見について
- ・障害の子の親なき後について
- ・子どもの将来の生活設計について
- ・生活する場の選択について（在宅か施設か）
- ・後見人の報酬について

#### 3 障害者の親族としての相談

- ・親族間での本人の財産管理についてのトラブルを回避したい。
- ・兄弟が後見人になることの是非について
- ・障害基礎年金について（未成年の親の相談）

#### 4 親族申し立てについての相談

- ・申立人として具体的な書類作成の方法について
- ・親族後見人としての義務について

## 2 権利擁護啓発公開講座の開催

成年後見制度市民公開講座

開催日時 平成9月17日(土) 13:00~15:00

場所 聖隷クリストファー大学

参加者 92名

### 《講師 今井友乃氏プロフィール》

NPO 法人知多地域成年後見センター事務局長 NPO 法人地域福祉サポートちた理事

NPO 法人あっとわん理事 全国権利擁護支援ネットワーク監事

2002年より、愛知県知多市にあるNPO 法人地域福祉サポートちたスタッフとして活動。

2003年には同法人事務局長に就任し、NPOアドバイザーや講師として、愛知県内で活躍。

2004年同法人にて、法人後見が開始され担当職員となる。

2007年、知多半島の行政、社協と協働しNPO 法人「知多地域成年後見センター」の立ち上げに参画する。

2008年4月、NPO 法人知多地域成年後見センター開所に伴い、同法人事務局長に就任。

現在、愛知県知多半島内の各市町の、自立支援協議会、虐待防止連絡協議会の会長をはじめ、地域福祉計画策定委員会等の委員を務めている。

## 基調講演

### 「市民の権利擁護と成年後見制度」

講師 知多後見センター 事務局長 今井友乃

#### 成年後見制度とは

成年後見制度をご存知でしょうか？ 大体の事は分かっているけどあまり普通は知らないと思います。何故かというとな成年後見制度というのは、使う時になって慌ててしまうような制度で、普段は知らなくても何も困らないからです。

私たちは仕事でやっているのがマニアのようになっていますが、普通は知らなくて当たり前だと思います。

成年後見制度は平成12年4月からスタートした制度で、以前は禁治産という恐ろしい名前でしたが、介護保険が始まったときに一緒に始まりました。介護保険は契約制度なので認知症の方が契約できなかったら困るということで始まりましたが、一斉には始まりませんでした。

その理由は簡単で、認知症の方が一斉にこの制度を使うと、裁判所も困る、厚生労働省もそんなに慌てなくてもいいというので、一斉には進まなかったのですが、一番うるさく言うのが銀行、金融機関です。



＜判断能力の低下によって生じる様々な問題から身を守る制度＞民法に規定されているとても素敵な制度だと思うのです。

＜どんな障害を持っていても地域社会の中で自己決定を尊重しながら生きていくことを支える仕組み＞とても格好いい制度みたいですが、本人の財産管理や契約行為を行うのが役割となっています。

実は私たちは 350件、350人くらいの成年後見人

をやっていますけれど、日本の社会には似つかわしくない、合わないと思っています。欧米や個人主義、自分で契約することが多い個人がしっかりした国なら似合うかもしれませんが、日本人は家族とか家単位とかで暮らしているのです、そういう人たちには少し使いにくいかもしれません。ですが、皆さんも是非ともこの制度は知っておいて、使うときに上手に使えたらいいと思います。

逆に使った人は「よくない」とか言います。「しまった」とも言いますが、それは日本人の生活にフィットしてないところがあるのだと思いますので、是非ともこの制度を知ってください。

### 法定後見とは

成年後見制度と一言で言いますが、分類と書いてありますけど2種類あります。法定後見制度というものと任意後見制度というものがあります。

法定後見制度というのは、今の判断能力が欠けている人が使います。だから、ここにいらっしゃる方は使えません。今、判断がある方というのは任意後見制度という別のものになるのですが、判断能力が欠けている人、いわゆる成年後見を使う判断能力が欠けている人とはどういう人かという、認知症の方や知的障害の方、精神障害の方がこれを使うと思っただけなら結構です。そういう方にとって使ったらいい制度だと思ってください。そして、すでに判断能力が欠けている方というのは法定後見制度を使っていきます。

成年後見制度、一言で後見と言いますが、種類が3つあります。ここに書いてありますように、補助、補佐、後見の3種類、類型と言いますが3種類あります。

補助を使う人はどんな人かという、判断能力が不十分な方を対象としています。ざっくりとしますが、だいたい日常生活は困らずに一人ですが、少し不安がある場合です。

補佐というのはどういう人が使うかという、判断能力が著しく不十分な人。普段の買い物くらいはできるが財産行為等、一人での行いは困難。つまり、自動車の売り買い、家を売買が一人では無理という人です。

後見というのが一番重いのですが、判断能力が殆どない方を対象にしております。そもそも日常生活を送る上ですべてに困るのですべてに誰かがついてないと困る方です。皆さん認知症の長谷川式というスケール、わかりますか。物を3つ並べて、ポー

ルペン、ノート、時計など見せ、しばらくしてから覚えているかどうか確認をする認知症を図るスケールがあります。それが例えば10点以下など低い方は後見ということなのです。知的障害でも最重度の方が後見になっていきますが、補助というのとはとても軽い、自分で助けてほしいとか誰か契約を手伝ってほしい、財産管理をしてほしいと、ご自分で言える方で、自分で物忘れがあるとわかっている方が使うのが補助。その真ん中くらいの方が補佐だと思ってください。

どうやって使うかと言うと、これは福祉の制度ではないので家庭裁判所に申し立てをします。先ほど民法といいました。家事事件と言いまして離婚、親権などを扱っている家庭裁判所で扱っています。家庭裁判所に申し立てをします。福祉課に書類を出して申請というわけではないです。

どこの家庭裁判所かという、その方がいらっしゃる居場所、いらっしゃる場所の管轄の家庭裁判所です。この辺でもそうですか？ 住民、居所でよろしいですかね。申し立てができるのは誰でもできるわけじゃなく、申し立てできる人はここに書いてありますように、本人、父母や配偶者、四親等内の親族ならできます。よくよく本人のことを知っていても隣の人はできない、友達もできないということです。

身寄りのない方は誰が申し立てをするかという、市長、町長、村長が申し立てをできることになっています。そういう制度です。申し立てができる人は申し立て権者と言います。けれど実は申し立て権者、申し立ての権利がある人が申し立てをしてくれない場合は、市長がしてもいいのです。

どういう場合に申し立てをしないかという、親族が本人のお金を取っている場合はほぼ申し立てはしません。申し立てをするとお金を取れなくなるから。経済虐待です。あと後見人の選任は全て家庭裁判所が決定します。候補として誰がいいなど、当ては立ててお願いすることはできるのですが、最終的に決定するのは家庭裁判所が決めます。

### 高齢者は後見人になれない？

だから、自分がやりたいといってもできない場合があります。浜松の地域はわかりませんが、東京ですとすでに本人が75歳以上。70妻を75歳の夫が後見人をやりたいといっても高齢の方はできません。はっきりと明文化しています。ボケていなくてもなぜ高齢だとできないか。ですよ。自分がそうい

う対象になる。75歳の方と40歳の方はどちらが長生きするでしょう。両方100まで生きても75歳の方は25年、40歳の方は60年生きます。

家庭裁判所というのは、正直申し上げて仕事がとても大変です。家庭裁判所はこの後見人が必要だと決めると、後見人が居なくなると絶対に再び選ばなければいけません。裁判までして判断能力がないから法定代理人を選んでいただく。それが居なくなると本人がね、困ってしまいます。家庭裁判所は責任をもって次を選ばなければいけないので、なるべく選ぶ期間を伸ばしたい、仕事を減らしたいということで、お年の方は選ばないことになっています。どんなにしっかりしていても、私はボケてないよというのも関係なく、自分がボケているかボケていないかではなく、正直言うと家庭裁判所の仕事のスパンの問題でそうになっています。

愛知県でははっきり言わない、紙には書いてないですが、高齢の方と私たちと一緒にいくとセンターでやってもらってと裁判所の方がものすごく勧めます。高齢の方がやらないようにやらないようにと。それは次を選ぶまでの間が長いほうがいい、法人はずっと永遠に続きますからそれがいいのだと思います。

ですから、最近では障害の方の育成会などでよく話すのですが、お子さんのことがやりたければ早めに言ってください、でないと自分はしっかりしていると思っても年齢で却下されますということです。

### 任意後見人とは

先ほど法定後見制度と任意後見制度があると言いました。この部屋にいる方は任意後見制度というものを使えます。今、しっかりしているときに誰に後見人をお願いするかということですが、これは本当に素敵な制度です。自分が亡くなる前にお葬式をこうしてほしい、亡くなったらこうしてほしいなど、いろんな希望を頼むことができるのです。毎月もいくらでお願いしたいと金額も決めるのですが、私自身「これはどう？」とされていて、使うのは結構難しいです。なぜかという、どこから認知症になるのか、認知症になってからスタートする、一斉に発動するというか動かしていきます。判断能力が十分でなくなった時に申し立てをする、契約をすると決めておきます。

では、人間はどこに判断能力がなくなるか、どこで認知症がスタートするかわからないのです。はい、今日からというわけではなく、よくよく考えた

ら一年前からもう認知症だった、おかしなこと言うなどと思った、など、使いにくさがあります。

けれど、実は会社の社長とか財産を持っている方はこれをお使いになっている方は知っています。やはり自分が認知症になることによって、いろんな損害が、問題が起きてくる方は割合これをお使いになっています。知多半島なんかは誰でも使おうと思えば使えないのではないのかどうなのかと私なんか思うのですが、これをお使いになるときには弁護士さんとか司法書士さんとかのところへ行ってしっかりと契約書をつくりましょうねって今、お話をしています。

### 代理権、同意権、取消権

ここで私が言いたいことは、後見人の権利、一言で成年後見制度には類型が3つと言いました。この補助、補佐、後見の3つがあります。本人の判断能力のない程度によって、全くない人と少しだけない人みたいなところで変わりますが、後見人というのは、代理権、同意権、取消権という権利を持っています。本人の代わりに代理でやる、本人のやった行為を了承する、同意する、本人のした行為を取り消すなどです。どういうときに取り消すかということ。「30万円もする布団を買ってしまった」とてもよく眠れると買わされたけど、よく考えたらそこらのイオンなどで売っている1万円の布団と一緒に買った。本人は「よく寝られる」と言っているけど、これを間違いだったから取り消したいなと思ったら、この取消権を発動しますが、ここで私が言いたいのは、後見というのは全部◎ですよ。と、いうことは後見類型になってしまうと、後見類型になる方はしゃべれないわけではない、しゃべれます。廃人になってしまうわけではなく、判断能力が少し鈍っている？正しい判断ができないのではないか？という状態で使うので、本人がいろんなことを言っても、全部なかったことにできてしまいます。後見人の方が強いのです。本人がいろいろ言っても「この布団はよく眠れるから」「体調がよくなった」というのはただの戯言としてすべてを却下してしまうのです。取消権も同意権も代理権も。

でも、この補助というところを見てください。これは本人が納得しないとこの権利を使うことができません。例えば、銀行へ行ってお金をおろすこと一つでもそうです。補助人に「私ができるから、あなたには任せたくない」というと、代わりにはできない、本人が納得しないとできない。先ほどの高

い布団にしても、本人が「解約してもいい」と言ってくれないと、取り消しなどはできない。本人の同意がないと何もできないのがこの補助です。補佐もそうです。

だから後見というのが一番力が強い。でも力が強いっていいのかなというくらい、権利を剥奪するくらい力が強いんです、これでいいのかなというくらい。後見制度とは、こういうものだとわかればいいと思います。

## 財産管理と身上監護

後見人がやることですが、何をしてくれるの？ 家庭裁判所に申し立てまでして往業に法定代理人を選ぶのですが、何をしてくれるの？

財産管理、これは簡単です。書いてあるように本人の財産に関すること、本人に成り代わって行く。とても大きなことは本人に成り代わって家や土地を売ることができる。でも、これに関しては、誰にいくらで売るということを家庭裁判所にもう一度許可を取らなくてはならない。

他のことは勝手にできます。冷蔵庫を買う。ある程度のことは代わりにできるのですが、家や土地はダメ、許可をしっかりとりなさいと。なぜかという、相手があって家土地売るのですが、例えば本当は価格として1000万で売れる土地があって、それをすぐ買ってやるといって目の前の人に500万で売ったとします。その500万で土地を買った人はどうするかという転売すると思います。私は間違いなく転売すると思います。なぜかという1000万で売れるから。それで相手の方が500万儲かる。でも、本当は本人が1000万で売るはずだったのに、本人の利益を損なうことになるので、それではいけないということで、家・土地に関しては家庭裁判所が誰にいくらで売るときの契約書を書く。そして、その価格は妥当かを周りの価格とも合わせて説明をして許可を取らなくてはならないことになっています。本人に損をさせてはいけません。

あと、もう一つ後見人のやるべきことというのは身上観護です。身上観護と聞くと何でもやってくれそうですが、結構、何でもやれます。やれるのですが、本人の生活や健康・医療に関する法律行為、いわゆる契約行為のことです。介護契約とか医療契約とか契約行為で、ヘルパーみたいに実際の介護はしませんが。だから通院介助とか病院に連れて行ったりはしませんが。後見人は本人に会わなくてもいいのです。本人に会わなくても後見人の職務怠慢では

ないのです。後見人は本人の財産が損なわれない、無くなったりしなければ守れるから大丈夫。あと本人が今困った状態にないか、それでいて裁判所にきちんと報告が出せていれば、後見人の役割としては○なのです。

だから、広く言えば会わなくても大丈夫。今の時点では成年後見制度の後見人は、誰に頼むかで相当違うのです。今日は弁護士さんがいらっしやるし、今日の弁護士さんはそんなことはないとは思いますが、私は好き勝手なことというのですが「弁護士に頼むとあまり会いに行ったりしないですよ」と、平気で言います。それはなぜかという弁護士専門というのは訴訟です。そこで強いとか弁護士に訴えられたこともあるので、弁護士さんみんなに守ってもらったりもしたのですが、一番得意なことは訴訟です。だから弁護士さんが扱っている事案が全部とは言いませんが、訴訟案件があるような後見人をおやりになっています。その人の親が亡くなったら必ず巻き込まれそうなど、親族と金の争い。障害の方だったら「そんな者に残してもいらないだろう」と親族に取られてしまう。そういうことから守ってもらうのは弁護士さんが得意です。

だけど、そんなにお金はないけど、どうやって暮らしたらいいのかな？ というようなことを、一緒に支えるのであれば社会福祉士さんのほうがいいなど。だから、後見人を誰にするのかで、だいぶ違ってはくるかと思っています。そういうなかで市民後見など普通の方が活躍することもあるかと思っています。

## 誰が後見人になるの？

では、後見人は誰にするか。先ほどおっしゃったように、資料を見ると私もここまで減ってきたかと思うのですが、新しい家裁の資料では、親族というのは29.9%で30%切っています。親族後見、後見人を誰にする？ 例えば親が認知症になったら娘、息子がやったり、子どもが障害だったら親がやったりという親族後見が今はすごく減っています。減っている理由は何か？ お分かりになりますか？

世の中、世知辛くなってきた、やっぱり薄情になってきたなどというのが理由ですか？ 一番はその理由ではありません。後見人の不祥事という記事が新聞に載るでしょう？ 誰かが悪いことしたなど。後見人で一番悪いことしているのは誰かわかります？ 親族なのです。弁護士じゃないですよ。弁護士がやると新聞に載る、教師が悪いことすると新聞に載るでしょ？ 肩書のある方は新聞に載るけ



ど、一番悪いことしているのは親族なのです。家庭裁判所はそのような理由で、親族を本当に選ばなくなっています。

でも、どうして親族はそうなるのかという理由もあるのですよね。例えば娘、息子が親の後見人になるとするじゃないですか。親が死んだらお金は誰にいくかわかります？ 子どもにいきますよね？ 相続する、悪い意味ではなく。だから、子どもにすれば先にもらおうが後にもらおうが、もらうことには変わらないじゃない？ という思いがあるわけです、正直な話。あと、日本のお家ってどんぶり勘定で暮らしていませんか？ ご主人が会社で働いて、ご主人の名義の通帳にお金が入っても、それをみんなで使っている。よくそういう話をすると、男の方は「うちの家には後見人がいるみたいな気がする」とおっしゃるのですが、お父さんが働いてくれたからみんなな扶養になる、それで暮らすということをするので、家族だったらいいじゃない？ という感じがありました。

でも、この後見制度を使うと、ここはしっかりとシビアでないと、横領ということになる。実はもっとお金がある方は、相続税を払わないようにするために、金があるじいちゃんの金で暮らしているらしい、そういう不適切なことばかり起きてくるので、家庭裁判所はあまり親族を選びません。今は1200万円以上あると、信託銀行に預けるとか、監督人がつくとか、私たちの都合ではなく、どんどんいろんなことが決まってきました。

あと、第三者後見人というのは誰がやるかということ、弁護士、司法書士、社会福祉士、あとは法人、いろいろなところがやっています。でも、これも家庭裁判所が選びます。後見人は資格なしでもできます。資格が必要だったら息子、娘はできません。資格はなくてもできるのですが、家庭裁判所が選ばないとできません。そう簡単には選んでくれない。無職の人も選んでくれません。けれど主婦の方は大丈夫ですよ。その代りご主人の年収を書いたりする場所がありますけれど、主婦で居て、家族で暮らしていますよということがわかれば大丈夫。

だけど、50歳、男性、独身、無職では全然選ばれない。なぜかということ後見人になったら、その本人の金を使うかもしれないという恐れのある方は選ばれないし、借金まみれの方もダメなのです。家のローンとか、車のローンは大丈夫ですよ。なかなか家を即金で買う人はいませんよね。車もみんなローンで買ったりする。だけど、商売など、そういう

別枠の借金を抱えている方もダメ、選んでもらえないです。

### 後見人の報酬は？

費用はどのくらいか？ みんなすごく心配されますが、皆さんご存知ですか？ 申し立てをするには費用がかかります。何でもタダではない。これは裁判なので切手や印紙、住民票を取ったりするのですが、そういうことで約1万円あれば大丈夫です。その約1万円といういろいろな類型によって変わるのです。少しずつ変わるので、1万円あったら大丈夫だと思います。

あと、診断書を取るのですが、それが千円から一万円くらいで診断書を書いてもらえます。判断が後見なのか補佐なのかよくわからないとなると、鑑定といって、もう一度詳しい検査をします。それが大体三万円から十万円。これは医者と言値なのでわからないです。今は五万円くらいが一番多いと思います。だけど今はこの鑑定というものをやらなくなりました。なぜかということ、鑑定という詳しい検査をすると答えが出るのに時間がかかるのです。医者がそもそも嫌がるのです。そうすると後見を付けないと本人がお金を取られそうになっているとか、本人が困った状態になっていても解決できないので、今はあまりやらなくなっています。

後見人の役目はいつまでかということですが、被後見人が亡くなるまで。本人の法定代理人、本人が判断できないから本人の代わりにやるのだから、本人が生きている間だけです。本人が亡くなったら仕事は終わりです。

でも、5月の国会で成年後見制度の利用の促進に関する法律案が決まった時に、死後の事務という、やらなくてもよかったけれど、仕方がないからやっていたグレーゾーンの仕事をやらなくてはいけない？ と思います。あまりうれしくはないです、私たちは。あと後見人の辞任、解任。辞任というのは勝手に辞任できません。「やめた!!」とやめられません。でも、正当な理由があったらやめられます。どういう理由かということ、自分も健康上問題があり、人の世話どころではなくなった、海外赴任になってとても面倒は見られないなど、正当な理由があれば家庭裁判所はやめさせてくれます。これは辞任届と言ってこれも申し立てます。解任は何かということ、悪いことをしたら辞めさせられる。お金を取った、横領などしたら解任されます。

## 審判申立て

申し立ての手続きですが、申し立て手続きの書類があります。これは家庭裁判所でもらえるかと思えます。ネットでダウンロードもできるかもしれませんが。ご興味のある方、一回使ってみようかなと思う方は申し立てをする前に、必ず書いてみてください。もらいに行ったからって申し立てしろとは言われなと思います。家庭裁判所的には申し立てしてほしくないと思っています、忙しく仕事が増えるだけです。だから、それでももらいに行つて書いて。これは申し立てをするまでは決定にならない。

診断書、申立書、本人に関する紹介状、財産目録、本人収支表、親族同意書、親族関係図などを書きます。あと、候補者に関する照会書類。

添付書類が申立人の戸籍謄本、本人は戸籍謄本や扶養されてないこと、登記されてないことの証明。登記されていないこととはどういうことかという、本人に今、後見人がついていないという証明です。これを出さなければいけない。候補者も住民票などを出したりします。こういうものを揃えます。

本人の財産についての資料を揃えなければなりません。本人の不動産、全部自公証明書、登記簿謄本、ホーム局で取れます。不動産の固定資産評価証明や預金は預金通帳のコピー、一年分全ページのコピーを取ります。有価証券、株式など出資金が分かる物の資料のコピー、各種保険契約の保険証書のコピー、本人が債務者になっている具体的な資料のコピー、本人の収支についての資料、収入、年金証書、手当のコピーや医療費、施設の請求書や領収書などたくさんものを揃えなければなりません。

だから、本当にこの制度に興味がある方は一度資料を取り寄せて実際に目で見てください。自分の親に付けるとしたらどうなる？とシュミレーションしたら、実際によくわかると思います。結構大変と。

こういう書類を書いてみると貯金の仕方を考えたりするかと思います。細かく貯金をするとなんが起るか。とても管理が大変。自分が年を取って認知症になり、子どもの世話になる、子どもが後見人になるには、頭がしっかりしているうちに財産は整理しておいたほうがいい気はします。100万、100万、100万という貯金はやめてほしい。100万、100万、100万だったら300万にして。実際にやっているとすごく思います。

## 市長申立て

市長申し立てについてです。誰もいなかったら市長が申し立てをしてくれますよと言いましたが、そう簡単にやるかな？ 熊本市は簡単にやる？ そうでもない？

知多半島は今、簡単にやれる仕組みになっていますが、予算が関係するところはなかなか簡単にはいかないです。どんな場合というか判断能力が不十分な場合、高齢者、知的障害者、精神障害者が、その福祉と図るために、特に必要があると思ったときに申立人がいないとき。先ほど言いました通り、親族が居ればやってくれます。親族が申し立てをしないとき、協力してくれないときは、それは親族がいないと一緒なので申し立てをしてくれます。こういうことにもしっかりとした根拠となる法律があります。これにのっつて市町はやらなくてははいけない。でも、全国的にそう簡単にはできないです。なぜかという、これをやることにお金がいるからです。

四親等内の親族、こんな人たちが申し立てをしてくれる権利がある、とても広いです。たぶん皆さん、自分の四親等内の人を知らないと思います。そんな広く知らないですよ。

## 法人として 知多成年後見センター

愛知県の知多半島をご存知ですか？ 私はそこから来ていますが、愛知の人間ではないです。私は大阪の人間です。大阪で25年暮らし、そのあと主人の仕事の関係で5年茨城県に暮らし、そのあと三重県の伊賀上野という忍者の郷で5年暮らししました。そして愛知県で今15年ほどと転々としているので、実は引っ越してくるまでこの知多半島を知りませんでした。常滑はかろうじて知っていました。常滑焼というオレンジ色の急須があることは知っていましたけど、まさか自分がこんなところに住むとは思っていませんでした。この辺の面積は書いてありませんが、人口は62万人で高齢化率はそんなに高くはないです。

結構お金はあります。です。たぶん静岡よりお金があるのではないかな。基本的に愛知県ってお金があるので。愛知県の大きなビジョンの有識者委員をしているので、有識者の会議に行ってきたのですが、今、愛知県はリニモ、リニモで浮かれておりますね。すごい、右肩上がりですけど、それでもいずれは人口が減ってくると思うので、どうするのかな？ と思いますが。お金はあります。なぜかという、そこでも話し合いで出たのはトヨタがある、天下のトヨ

タが。だけど、天下のトヨタがいるというけれど、トヨタは日本で売れているわけではなく、海外で売られていて、日本は人口が減っていますから。自分自身、車大好きで車にも乗るのですが、実はスポーツカーに乗っています。オープンカーのスポーツカー。だけどオープンにしていられないから、日頃はしっかり閉じています。まだ1回しか開けたことが無いんです。それなのに乗っています。

これから人口が減ってくる、これだけ高速道路を作ってもどうなるのでしょうか。この辺も第2東名ができて便利ですよ。自分も便利だなんて走っているけど、どうするのかな。今、自動運転など新しく技術が出来て、勝手に運転できるから大丈夫なのかな。自動運転ができると誰が免許証を出すのでしょうか。子どもも運転できるのかな？どうなのかなと思います。でも、私は運転が好きだから、自動運転って楽しいのかな？とかそんなことを考えてしまいます。

そんな愛知県の中の知多半島は豊田市じゃないけど、東海市というところがあって、新日鉄があって、皆さんご存知かな？新日鉄住金？そこでトヨタの高級車の鋼板は国内で作っているそうです。海外の鋼板は質が悪いらしく、トヨタはよい車は国内で作ったほうが良いということで、とてもお金があるところですよ。でも、鉄粉が飛んで来ます。拭くと黒くなる。自然を売ってお金を得たってことですかね。

その知多半島で、私は成年後見センターというものをやっているのですが、今年で9年目になりました。知多地域に成年後見センターが設立された背景ですが、親に先立たれグループホームで暮らす知的障害の若者という、本当の実態が起こったわけです。親ががんで余命半年という事態が発生して、これを何とか解決しなければいけないということで動き出して、成年後見センターができるきっかけになりました。

これは半田市にあるNPO法人のグループホームに住んでいた当時25歳の男性、お母さんが43くらいで婦人科系の癌になり、病院で余命半年と診断されて慌てました。誰もが安心して地域で暮らせるために成年後見制度を使わなければいけない。そのくらいまでは簡単に思うのですが、では誰がその後見人になっていくのかということが問題になって、それを名古屋の弁護士事務所に相談に行きました。誰と相談に行ったかという、癌で亡くなるというお母さんと知的障害の本人、この話が知多半島の

間支援のNPOへ持ち込まれたので、そのNPOの代表の方、当時私はその中間支援の事務局長をしていましたので私と、グループホームを運営する組織の代表の方とGHの世話人の6人で名古屋の弁護士の先生に聞きに行きました。

お母さんに半年というリミットがあったので、そうではなかったら、たぶんもっとゆっくと誰もが暮らせる地域を作ろうなどと言っていたかもしれないですが、半年というので慌てていきました。本人をよく知っている生活支援の事業所の代表の方にお母さんが言いました。「いつもお世話になっているこの代表の方になっていただきたい」とおっしゃったのですが、弁護士は本人との利益相反の関係になるから絶対ダメ。どういうことかという、経営している人というのは本人から費用を取りますよね、なのに片方では財布からお金を取っているのに財布を守っていても守ったことにはならない、事業所が悪いという意味ではないです。

もっとひどいことを言えば、その事業所の経営がうまくいかなかった時、立場的に本人に不必要なサービスを付けることができちゃう。扱いが大変で重度だとサービスを付けたら国からお金が下りてくる。そういう立場の人にお金を守ってもらうのはよくないということで後見人にはしない。

では、後見人は弁護士などの専門家がふさわしいのかというと、当時私は何も知らなくて、お金がないから2級年金と少し工賃はあるだけ。暮らしているけど余剰はないと思ったのですが、後見人にはふさわしくないと考えていました。

弁護士だから後見人になると高いとかではないです。弁護士は基本的に金のある人をやっている、そうではない弁護士もいますが、お金がある人をやっているから報酬が出るだけの話で、誰がやってもお金がなければ出ないです。だから、逆に言えば弁護士は、ない人はやらないと思います。報酬が無ければ自分が生活できませんよね、お金がもらえずボランティアなんかやっている場合じゃないです。それと相談に行った弁護士は、弁護士の専門性は喧嘩だから、普段どのように暮らしているか本人の様子を見るのは専門ではないから弁護士がふさわしいわけではないと、その弁護士さんは言っていました。

私は今でも思っています。日常で弁護士はいらないけど連携する相手として必要で、相談するときには弁護士さんは必要だけど、日々の様子を見るのには別に大丈夫だろうと。

若者が人生を全うするまで個人で支えるのか、私

たち関係者って障害の親でも何でも無い、赤の他人が雁首揃えて考えていたものですから、大体は自分がみんな年上だから先に死ぬ。一緒に長生きで生きるのは世話人だけでした。世話人は20代だったから一緒に生きていける。あとの人はみんな先に死んでしまうので、20代の子も老々後見になってしまう、これではいけない。あと、個人で支えるというのは重たいなと思いました。やはり、人のお金を触るのに人間って魔がさすこともあるだろう、と。みなさん道に10円落ちていたらどうします？交番に届けます？10円でもお金はお金ですよ。1万円落ちていたらどうします？私だったら一万円落ちていたから交番に届けようなどと絶対届けない。私がもらう。私は普段いいことしているから、神様がいいことを与えてくれたって。お金は名前書いてないから、わからないじゃないですか。届けようと思っても、どこの交番に届けていいかわからないし、もらっちゃうかなと思うのですが、人間なんてこんなもんだと思うのです。

だけど、人のお金を触るということは魔がさしてはダメですよ、絶対に。自分の理性とか、道德観だけにかけられるのか気が重たい。魔が差しちゃいかん、いい人で居なければいけない、と思うと気が重いとみんな思いました。それでは、誰が後見人にふさわしいのかということで、継続性、複数の目での監視体制、個人、法人。たぶんこれが高齢者だったら、私たちはそう思わなかったです、まじめな話。高齢の方がお亡くなりになる。高齢の方がどういうときに必要になるかということ、人生の最後の方。普通に暮らして最後の方に必要になりますよね。だから、亡くなるまでそう長くもなく、この制度を利用します。

だけど、知的障害、精神障害の方は若いときから使うので、長いですよ。だから、個人より法人が良いのではないかな。自分に魔がさしそうになっても、他の誰かチェック体制があって、みてくれる人がいたほうがいだろう。利益相反の考え方から、福祉の直接サービスをしない団体を選ぼうと。どこを成年後見の受け皿にするかということで、法人株を持った団体で、福祉の直接サービスを行っていない団体、福祉のことに精通している団体ということで、当時の地域福祉サポート知多という団体を選びました。とても素晴らしい団体があったわけではないです、地域の中に。ただ間に合わなかったから、この枠を使いました。弁護士さんにもそういわれました。この団体が素晴らしいとは言えないけど、やり

なさいといわれたからです。なぜかと言えば、今から作ってもお母さん余命半年だから間に合わない。だから、とりあえず作ってやってダメだったら手伝いますから、とにかくやりましょうということで、知多地域における法人後見がスタートしました。

この時、私はここの事務局長をしていたので担当をやりました。でも、本当は地域の社会福祉士さんに頼みました、お願いします、と。成年後見の勉強をした社会福祉士さんに。私は実は福祉職でも何でもなく、ヘルパー2級しかもっていません。大学も工学部を出て、福祉の勉強をしたことが無い。だから、こういう専門家に頼もうと思ったのですが、その人に逃げられました。なんて言われたかということ、私の身の安全はどう守ってくれるのですか。普通は損害保険で従業員の保険に入っています、それではだめだと逃げられました。

仕方がないから私が担当になり、三河の岡崎に住んでいる、少し離れたところの社会福祉さんをお願いして、アドバイスをしてもらいながら、本人に会うときにいつも来てもらって、やり始めました。でも、やり始めてわかったことは、こんなことやっていられない。やってみて、お金にならないということに気が付きました。

私はあまり普段考えてからやらずにやってみてから気づくので、やってみて「ああ、しまったな」と。あんまり外には「しまった」とは言わないですが「そうかこういうことだったのか、みんながやりたがらない理由は」やってみてわかりました。

#### 行政からの委託事業として

全然お金にならない、お金をどこから出しても。弁護士さんに言われたのは、これは地域で誰でも使えるように行政からお金をもらわなければいけない。でも、そう簡単に行政はお金をくれなかったです。それでも足掛け5年くらい経って、行政の方がお金をつけてくれるようになりました。

これは実は東濃後見センターといって岐阜の後見センターを見に行き、そこで必要性を5年くらいの間、訴え続けました。お金をつけてくださいと一生懸命言うことによって、行政の人も変わってきました。

変わってきたと言っても徐々に変わってきたわけではなく、1回のチャンスがあった。私たちは5市5町で考えていきました。そうすると、素敵な課長さんが揃うかっていうとそう毎年揃うわけではないです。言い方は変ですけど、福祉に興味がある

人が揃っているときと、揃っていないときがあり、たまたまとてもいい時に知多市の課長が日本福祉大学を出て、はじめて福祉職の人が市役所の中に入った一期の方で、すごく熱心な方がいたのです。その方がちょうど課長さんの時に話が結構動きました。10の市町が集まった時に4人くらいの課長さんは「みんながやらなくてもやる」と言ってくださったので、話がうまく進んだのかなと思います。

ですが、私たちも言い続けることが大事で必要で、諦めずに伝える。人というのは諦めてしまうといらないのかと思われてしまいます。だから、市民としては疲れてしまうのですね。いくら言っても解ってくれないから辞めてしまうのだけど、辞めずに言い続けることが大事。そうすると「まだ言っている」と、思ってもらえるので言い続けることが大事です。だから、皆さんも行政に訴えるときには怒り、文句ばかり言っていると嫌がられます。

相談。「相談があるのですが」と、相談を持ち掛ける。本当は何とかしてと言いたいのですが、ご相談、困っていることがあると話を持っていくと「こまめに相談してください」という風になっていきます。すぐにはかなわないかもしれませんが、そうしているうちにお金がつくようになり、NPO法人を作ってここで受けていくということになりました。

最初は2,500万円、安いですよ。10の市町で2,500万円、一つの市で250万円ですよ。少なすぎると思いましたが、何をするのかわからないという市町の方が居て、あなたは4月から一件も後見人をしていないのに給料をもらう気？役所の人たちも仕事もしていないのに給料もらっているじゃないと思ったのですが、きっと、何をしてくれるところなのかわからなかったのでしょうか、具体的に。だから、そんなことも言われ、これが安いと思ったのですが、10の市町が限界を超えて崩壊しそうな感じになりました。

でも、行政が一回お金を出すと癖がつくのです、例年通りに、と。そして、いつも通りと何も考えずにやるのが得意なところだから、最低毎年2,500万円は確保できるのかなと思ってやり始めました。おかげさまで3年、5年、7年、9年と2年ごとにお金が上がっていく。

その理由は件数が増えているからですが、言い出したのは行政の方から言い出しました。1年終わる前に行政が。最初は、行政に3年据え置きだと言われました。役所のお金はだいたい3年ごとの決まりだから、3年据え置きと言われたのですが、1年経

ったら役所の方が大変さに気づき、こんなに増えていったら持ちこたえられない。だから2年おきに見直そうということになりました。2年おきに予算を上げるとは言わないけれど、2年おきに検討しましょうと役所の方が言いました。

やはり、しっかりと仕事をしているとみてくれていると思います。一緒に虐待アンケートもやります。そうすると、役所の人もここで大変なことも対処できるところだとわかってくれるようになる。

知多半島は細かく言うと北のほうが4市1町、南のほうが1市4町です。人工的には北と南では3:1くらいで人口が違います。職員体制は正職9名、非常勤は19名。多いでしょ？でも、350例扱っていてこのくらいです。

知多地域成年後見センターの業務ですが、委託で何をやらなければいけないか、依頼されているか。法人成年後見人受任ということで、主に低所得の方が対象と書いてありますが、実は低所得ではない方も受けています。蓋を開けてみたら1億近い現金や預貯金を持っている方もいます。

どういう人を扱うかということ、知多半島で誰も受け手がいない人を受けています。だから、どなたかがやるのであれば、親族や弁護士、社会福祉士がやるのなら当センターではやりません。けれど、やらないという方は当センターで引き受けます。セイフティー知多半島のセイフティーネットの役割。最初は40人でいいよということだったのですが、次々と増えました。

お金を持っていてもやりたくないっていう人は、どんな人かわかります？ お付き合いしたくない、友達ならならぬだろうな、仕事だから付き合いけど、同じにはなりたくないなという人、どうしてそうなったのかはわからないけど、知多半島でお金はあってもかかわりがない方を当センターが引き受けています。

あと、成年後見制度に関する相談を受けています。これはすべて無料です。知多半島に暮らしている人、知多半島で仕事をしている人など、知多半島に何か関係のある方はすべて無料です。知多半島の施設に通っている方などすべてです。このような相談は皆さんにとっても喜ばれています。初回無料ではなく、何回来ても無料です。それはなぜかということ、行政がお金を出しているからです。だから、名古屋市の方の相談には乗りません。ただ、電話だったらどこからかけてきているかわからないですが。電話で「豊田市からですけど」という方もいますが「知多

半島以外の方の相談は料金がかかるんですけど」というと大体切ります。

豊田市って言わなきゃいい、電話だからわからないし。言われると困るのです。受けるのは知多半島だけです。弁護士、司法書士などにケースの紹介もしています。関係機関との会議にも参加しています。実は、事務所が知多半島内の10の市町のうちに2つしかないのです。巡回相談と行ってないところには出向いていきます。役場や市役所に会場を借りて出向くのですが、そればかりではなく、お家にも出向きます。依頼主本人に出かけられない方来て、依頼があれば自宅も訪ねます。あとは普及啓発と言って市民の理解、促進を目的としたイベント（成年後見フォーラム）を1年に一回やっています。10の市町の持ち回りで行っています。市民後見人等の養成を目的とした講座の開催（成年後見サポーター講座）もやっています。1年に2回開催、すでに9年になります。

知多地域成年後見センターの業務実績ですが、法人後見受任、28年3月末現在で353件扱っています。後見199件、補佐127件、補助27件。いいわけではないですが、ことわらなければこのようになってしまいます。この人数でこのようにできるのは結構な方々が施設、病院に入っているからです。高齢の方の最後は特別養護老人ホームだからできて、これが在宅ばかりだったら、とでもできません。在宅だったらお金を届けたりする、何かあったら駆けつけなければいけないのです。「倒れて病院に運ばれた」となれば、夜中でも駆けつけるので、24時間365日。相談は27年度にのべ3949件。なぜ、この数字を一生懸命出しているかという、行政からお金をいただいているので、こういう仕事をしていると数字を出さなければいけない。

行政の方や議員さんにも聞かれます。議員さんには、人件費がいくらだとか一人当たりの給料がいくらだとか、理事会の議事録を見せてなど永遠に言われて頭にきていますが。味方になってくださる議員さんもいますけど、いろいろなことを言うてる議員さんってNPO法人なら自主的にお金を儲けると言います。成年後見って、お金儲けできないですけどね、制度が分からないのかなと思います。

### 啓発研修

あとは普及啓発というところで、サポーター研修講座というものをやっています。1年に2か所でするので5年で知多半島を一周します。啓発講座を9

年もやるといろんな制度を知っていただく方が増えて、出前講座、呼ばれればどこでも出かけて開催します。民生委員さんに呼ばれたら行くし、政界の方のところにもいくし、地域の老人会などでもお話ししています。

行政職員に対しても研修をしています。行政の方が分かってくれていないと制度と結び付けられないですよ。

どういう方が対象かという、福祉課だけではなく、税務課や市営住宅、水道課など。水道料金を滞納している人や市営住宅の家賃を滞納している人は、何か問題があると思っていきたいと思います。

払いたくなくて払っていない人もいるかもしれないけれど、払うこと、支払いの方法が分からなくなっている。何かトラブルが起きて払えなくなっている人もいます。だから、そういう人たちに来てもらっています。

あと、フォーラムということで啓発フォーラムをやりますが、講談師とか落語家さんとか最初は呼んでやっていたんですが、最近は法人の職員とか寸劇をやるようになりました。それが一番わかりやすいのかなと思います。皆さん、お呼びになるのは落語家より講談師のほうがいいですよ。回し者ではないですが、講談の方がよくわかる。うちは独自の支援員の養成をしていますが、やり始めたころから思ったことは、これを職員だけでやっていたら、大変で回っていかない。それに、どんどん必要な人が増えてくるのに、職員が動いているとゆっくりと本人の話が聞けない。ゆっくり話を聞いていると仕事が回っていかないです。やっぱり手伝ってくれる方がほしいと最初から思いました。

うちは法人後見受任、法人後見でやっているの、法人後見受任組織の非常勤職員として仕事をしていただいています。ボランティアではなく、高くないですが、皆さん有償で働いています。

まずは成年後見サポーター研修の講座を3時間6回。弁護士や司法書士、いろいろお話しいただいています。

### 「市民後見人」について

その後、権利擁護サポーター講座を受けていただきます。これは実際に訪問してもらうことも経験します。この講座は社会福祉協議会の方と一緒にやっていて、日常生活自立支援事業というお金を預かったりする事業の支援員と一緒に養成しようということで行っています。そこで養成した人たちにやっ

てみたい人ということで手を挙げてもらって、うちの法人で非常勤として試してもらっています。実は人を集めて研修しておきながら「皆さんにお願いするわけではありません」と話しています。40人くらい受けてくださるのですが、お願いするのは1人くらい。なぜかというとなりの家に訪問して頂いたりするので、正直そう簡単には選べないです。怖いんです。一人で行っていただくので。

うちは独り立ちの市民後見人とか家庭裁判所に選んでもらう市民後見人を名簿を出してやるのではなくて、知多半島は法人後見間のお手伝いという形でやってもらおうと思っています。実は全国的にはこの形が一番多いです。なぜかというとなり家庭裁判相が市民後見人を選ばないです。なぜか。怖い。

家庭裁判所は選ぶのを間違えて障害の方を選んだことがあります。中国地方で実際にあったことで、後見人が損をさせた。それが最高裁まで問題になって、家庭裁判所が負けています。

選んだ責任は家裁にあるからそう簡単には市民後見人は選ばないです。それに後見人は本人に損をさせると損害賠償請求をされます。そういう立場です。だから簡単な仕事ではないです。

大阪は市民後見をやっています、実は名古屋もやっていますが、大阪の弁護士はうまくやっていますというんですが、うまくはできていないです。なぜかというとなり市民後見人を養成すると人数が増え、人数が増えるほど家裁は選ばないから待機者がものすごく増えています。待機している間何をしていたらいいのか、モチベーションを保つのも困っています。

名古屋市も大阪市を真似していたのですが、実はすでに養成を止めています。3年取り組んで止めました。なぜかというとなりその人たちの活用ができないからです。日常生活支援事業の支援員として使っています。ゆくゆくは法人後見間で活躍してもらおうかと考えています。

全国的には成年後見を法人で行うのは社協がやっていることが多いです。社協は、市民には社協の中で非常勤のお手伝いを活用しています。そういう形が今、一番多いのかなと思います。これが市民後見と言われる方の活躍の場だと思います。市民後見という言葉が独り歩きしています。別に決まりがあるわけじゃないので。市民後見と言いだしたのは厚生労働省の中でも老健局、老人の方で、障害の方は法人後見です。なぜかというとなり、スパンが長いから。市民後見は大阪の弁護士さんは好きですけど、その

弁護士さんと講演会で話をする前に「今井さん、僕は法人後見が好きじゃないから批判するかもしれませんが、すみません」と言われました。なので「私も市民後見好きじゃないですから結構ですよ、お好きに言ってください」そんなことを言うのは、日本中で私だけかもしれないです。その先生方が「市民後見がいいね」とおっしゃるのは、「市民後見の人はゆっくり話ができるからとてもいい」というのです。「専門職にはできない」できないのではなく、あなたたちがヒトの話を聞かないだけでしょ？と思うのです。

いかにも市民を馬鹿にしたような「市民の方がそこまでできるなんて」という言い方をしますが、私は市民は偉いと思うのです。なぜかというとなり、普通に暮らしている人はみんな市民じゃないですか。だから、専門職はできて市民にはできないとかそんなことはないですよ。皆さんお仕事の顔では何をされているかわからないですよ、地域の方が。市民だけが市民のくせにできちゃうっていう考え方はおかしいことだなと思います。

だから大阪の市民後見人制度が嫌いな理由は無償でやりなさいというのですよ、ただでやれと。人の人権を扱うのにタダとはないでしょ。ただし、結果タダはありますよ。本人がお金を持っていなかったらタダになるのです。ない人はくれないから。その報酬というのは本人の財産からもらうものだから、せつかく一生懸命やったけど、気づいたらお金がないということで、出ないのはよしというのは、私はよしだと思っています。だけど、最初から取るな、取ってはいけない。人の権利を代行するのにタダというのはあり得ません。それは権利を馬鹿にしているのだと思います。本当に結果なかったということがあったとしても、最初は「しっかりともらうものはもらいましょう」ということで始めていただきたいと思っています。

### 成年後見支援信託

最近の成年後見制度の動きですが、成年後見利用促進法と同じくして決まったことで、郵便物の転送が認められることになったのは少しいいことだと思っています。今、一人の貯金が1200万円以上あったら信託を使いなさいといわれて「そんなの使いたくない」と言っても聞いてもらえないですよ。

だから逆に成年後見を使う前に本当にいろんなことを考えておかないと、使ったら最後やめることができないです。途中でやめることが。あと監督人

がついたりします。これも家裁が全部権限を持っているので、全然自分の思い通りにはならないので、家庭裁判所に相談をします、私たちも。どうしたいですか、こうしたいです、嫌です、聞いてくれますが、聞きませんというのです。そしたら聞くなよと思うのですが。あと、市民後見人は推進されていますけど、簡単には家裁では選ばないです。

### 権利擁護とは

今、権利擁護という言葉をよく使います。成年後見制度は権利擁護のために使うと言われますけど、権利擁護とはそもそも何か。なんだかの事情によって自分の思いや考えをほかの人に伝えることができない。あるいは使い方が弱い。その結果社会日常的に増え利益な立場に置かれている人を支援することを権利擁護と言います。私たちの職員、うちの職員は若い職員さんも非常に多くて、日本一権利擁護、成年後見をやっている中でも職員が若い団体ですが、自分で決めることを応援すること、自分で決めることを応援することを権利擁護だと話しています。自分で決めることって結構難しいですよ。これとあれとあっちと比較して決めるとか、自分で決定するって結構難しいのですね。その決定することが難しい人の決定をお手伝いするというのが権利擁護というのだと思っています。

権利擁護の要素、権利擁護ってどういうことかという、自己決定の尊重、自分で決めることを支援する。自分の物事を代わりに決めてしまうのではなく、本人が自分のことを自分で決めることを応援する。そして本人にとっての最善の利益の確保。ということかという、本人にとっていいように決断できるように支援することです。本人にとってこれをやるとこのようになるとわかるように支援する。わかって決定ができる。

何を言っているかという、障害の方も認知症の方も、これをやった結果どうなるかというのがなかなかわからないじゃないですか。障害の方はやったことがない、経験がないからわからない。

例えば添えを試してみる。障害の方で難しいグループホームに住んでみるといっても住んだこともないのに住んでみるといってもわからないから疑似体験してみる、それが選べるように。

私たちも火星のラーメン食べたらどうと言われても食べたことないからわからないですよ。それと一緒になんですよ。それと一緒にわからんことは聞かん、でも私たちはわからないことを決めろとい

っているのですよね。

本人と社会の関係、社会の中で不利益にならないように決定したときの状態が、理解できるように支援する。

本人が決めたかたこうなった、本人が決めたのだから…という風にはならない。やっぱり本人が決めた、お金でも自分のお金は自分で好きなように使ったらいいじゃないですかね。だけどたくさん使ってしまったって1か月に一度しかお金をもらえないのに最初の一週間で全部使うとあとはどうなりますかね。それはひもじい思いをしなければいけない。でも、そんなこと言っても「本人が使ったからいい」というのは無責任なので、私たちなら自己責任でいいけど、もともと判断が欠けている人に対して「自分で決めたからいいじゃない」というのは白状ですよ。だから、そういうことをすれば、その先どう困るかということ、本人にわかるように説明することが大事です。

権利擁護制度の諸制度というのはいろんな制度があります。成年後見制度だけではなく、成年後見制度は民法のごく一部なので、福祉制度、社会福祉法の中でもいろんな制度があります。サービスの評価、情報公開、相談・苦情解決や高齢者の虐待防止法なども権利擁護のための制度の一つです。日常生活自立支援事業でお金を預かったり、代わりに銀行へ行ってお金をおろしてくれたり、そういうものもあるのですが、いろんな制度があるのでその時その時に合ったものを使っていくのがいいのかなと思います。

### 意思の尊重

成年後見制度というのは権利擁護の中でも人の権利を守れるとても強い制度ではあるのですが問題はあります。とても大きな問題があって、判断能力の軸を見ると、補助というのはとても高いです、後見というのは判断能力がとても低いわけです。下の軸の本人の権利、補助は本人の権利があります。なぜかという、本人が納得しなかったら補助人は何もできない。

後見は本人の権利を守る制度だというのが、本人の権利は全くないです。本人がヤダと言っても「この人被後見ですからただの戯言です、無視してください」と言われるとOKになってしまいます。

ただ、安心度、右の軸を見てください。安心度から見ると後見はとっても安心。なぜかという、何をしていても取り消しなどができてしまう、本人が



何を言っても。だけど補佐とか補助は全然安心ではないです、本人が納得しない限りは。国連の障害者権利条約に日本は批准したのですが、成年後見制度というのは代行決定です、代わりに決めてしまうのです。批准したのに違反しているということで、成年後見制度には大きな問題があります。成年後見制度を使うときには気を付けて使わないと、成年後見人というのは一番の権利侵害になるのです、本人に対して。私たちが仕事をしながら自分たちが一番権利侵害をしている人間だという自覚をもって仕事をしています。なぜかという後見人以外の福祉支援者は本人の代わりに名前を書いたりするけど、本人にとってはへのへのもへじと書いたのと一緒なのです。なぜかという、法定代理人ではない。でも成年後見人というのは法定代理人という役割をもっているので効力も持っているのです。だから本当に気を付けて物を運ばないといけません。

成年後見制度の課題から実践で大事にしていることですが、成年後見制度は代行決定である、こういうことをよく理解して使しましょう。後見類型は本人の意思を全く無視してできるのですかといわれますが、できません。介護度、要介護5なのに車いすでいかに住んでいるおばあさんがいる、家に住みたいというから住んでいるけど、どう見ても施設に行くのがいいと思うのですが、そのおばあさんはすごいですよ。冬の寒いときと、夏の暑いときにだけ行くのです。冬の寒いときに転んだりして、コケたらじゃダメじゃない、と言って施設に入る、温かくなると出ていくということを何年も繰り返している。これで最後になるかと思うけど、やっぱり家に住みたいのだなど。後見類型でも本人が嫌だと言ったら無理やり施設に突っ込むわけにはいかないのです。

後見類型とは言っても本人に意思はあります。どうしてもこうしたい。だけどかなわないときだけ施設に行くと言った本人もいる、ということは本人も自分でわかっていますよね。どうしたら自分にとっていいのか。民法の858条に本人の意思の尊重、本人の信条や生活に配慮する義務があると書いてあります。こんな書きようで成年後見人が何をしたらいいのか。民法って薄情だだと思います。仕事の内容が分からなくなります。

だから誰が後見人になるかによってかなり違いがあります。本人のことを尊重してくれる人がやればそうなるし、本人のことを尊重せず代行決定ばかりしてしまう人がやれば本人の自由度は狭くなっ

てしまうと思います。

私たちは常に意思決定支援、意思決定は本人の決めることですが、では、皆さん意思決定してますか？ 普段。日本人って結構してないですよ。周りと一緒に「ま、いいか。」自分もできないのに、なぜこういう人にばかり決めろというのですか？と私は不満に思います。日本人はそんなに意思決定しないで、意思表示をしない。意思表示すると性格のきついやつ、私も言われますけどはっきりという怖いと言われます。

どうして意思決定、意思決定というのか。まあまあいいときもある。意思決定は強要してはいけません。どうする？みんなと一緒にいいかというときには、それでもかまわないですけどね。

知多地域後見センターがとても大事にしていることは本人にとってどうかということ。うちにはいろんな職員さんが居て、中途採用が何人もいますが、社会福祉協議会から30代の男性が2人転職してきました。安定した社協からなぜNPOに来たのという好きなことができなかつたらしいです。老健に入ったり、いろんな転職を続けている職場を経験してきた人が言うのですが、後見センターは働きやすいというんです。何が働きやすいのと聞いたら、基準がはっきりしている。どういう基準かという、本人にとってそれがどうか、この選択は本人にとってどうなのか。私たちにとって都合がいい、周りにとって都合がいいではなくて本人にとってどうかという基準ですべて選んでほしいということをつも言うのですが、職員たちはそれが一番で常にそこが大事だと。

知多地域成年後見センターの専門性とは。正職の方は社会福祉士など取っていますが、事務局長で現場の責任者である私がど素人ですし、非常勤の方はほとんど素人で、資格保持者を取っているわけではないです。身元の堅い方がよくてお金を扱う仕事だから公務員の妻だったり、知り合いだったり、悪いことをしたらこの地域で暮らしていけないというネットワークを作って人を集めてくるんです。昔保育士だったとかいう方はいますが。

### 何を支援するのか

私たちは何を支援しているのか。財産を守っているのか、人としての尊厳を守っているのか。財産は銀行に入れておいたら守ってくれるというところもあるので、人としての尊厳を守ることが大事なかなと思っています。成年後見人は権利侵害の賜物

です。だから一番権利侵害をする人という自覚をしなくてははいけません。自分の価値観で決定しない、本人の意見をよく聞いて誘導しない。

例えば用品店で洋服を買って、デパートでパジャマを買ったとすると「そんなの高い」と言ってはいけません。「ホームセンターでパジャマを買いたい」とうちの職員が言いますが、若いときに東京のデパートに行って服を買っていたおばあさんがいます。その人の服をホームセンターで買うなというので、その人のステータスはそうではなく、職員のパジャマを買えといっているわけではない。職員のパジャマはホームセンターで買えばいいけど、自分の財布と人の財布を一緒にしないということですね。

その人がどういう暮らしをしていたのか。後見センターに世話になったらみすぼらしいもの着せられているなんて嫌じゃないですか。今までと違ってはおかしいと思うのです。だからやっぱり本人がどうしていたか、本人のプライドなども守るべきだと思います。ですから自分の価値では判断しない、その人がどうだったかということです。生き方に答えはないので本人と一緒に悩む、本人と一緒に考えるということ、見捨てない。支援は命のあるかぎり続きますということです。ずっと成年後見人をやっていることは終わらない、終われない、私たちの仕事は。

実際にはいろんなことがあります。身元保証の問題とかありますが、身元保証というのは、本当はなくても暮らせる社会が一番いいです。身元保証人というのがない。日本ライフ協会というのがつぶれて、すごく損をした人がいるのですが、保証人がないとやっていけないと不安をあおるような不安産業ですよ。人生にとって一番大切なものは何だと思えますか。何を残せば幸せな老後があるか幸せになれるのか。お金ではないでしょうか。なぜかというとお金、預貯金があるのにうちみたいな赤の他人にお世話にならなくてははいけません。知多地域成年後見センターにお世話になっている人で友達がいないということです。友達さえいればお金が無くてもやっていける、やったり取ったり助け合ったり。どうも人間関係が切れると人間って幸せじゃなくなるのかなとみてきて思います。

法人で後見して思うことは、誰に後見を付けるかということ、本人主体だけど、周りの都合で後見人のことを考えることがあるんです。周りが困っているから。だけど本当は本人が困っているときに

けるのが一番いいのかな。本人が困っていると気付かない場合もありますが、本人が困っていることに本人に気づいてもらうことをして後見人を付けるのがいいのかな。だから後見付いたら本人を抑えつけられると思う人もいますが、本人を抑えつけることはできません。誰が後見人になるかでかなり違うし、死ぬまでお付き合いします。

最近、すごく思うことは人は絶対変わるということ、今、自信をもって言える。9年やってきてその前からやってきて思うのは、変わる歳月に違いはある。お付き合いをしてすごく頑なだった人が1年で変わる人もいます。出会って気さくに1か月で変わる人もいます。でも7年かかる人もいます、でも人はどうも変わるみたいです。なぜかというとな変わらない人というのは頑なな人は裏切られてきたり、信じられない理由が何かあるのです。常に上から目線で他人に物を言われてきたりなどがあるようで、それを払拭するのにすごく時間がかかるのです。その人が親切にそばに来て信じるだろうか、そこに信じられるようになるのに、すごく時間がかかります。でもそれを急ぐ気はないです。逆に言えば後見人はやめることができないのです。特に私たちは仕事でやっています、後見人を。そうすると本当にやめられないです。裁判所に決められて行政の委託でやっているからNOはないのです。

だから、すごいやつだなこの人と思っても、やらなければ職務怠慢になるのです。どうするかという気を入れてお付き合いするとバーンアウトしてしまうのです。嫌だったら最低限1か月に1度会っておこうという気分。月に一回は会わなければいけないと言って会っていると本人も変わってきます。なぜかという逃げない人とわかるからです。だからどうもそういう人達はいっぱい人に逃げられているんですよ。嫌な人にはみんな関わりたくないですもんね。

こういうことを言っておきながら友達だったら絶対付き合わない、仕事だからやっていると思うのですが、その中で罵倒された後にしゃべるのは嫌だけど、一応冷静に冷たく淡々と喋っていると相手から「悪かった」というように変わってきます。電話で「僕は大変なのにちっともわからないでしょ」などいってくるのですが「私は他人なのでわかりません」といいます。そうすると、怒って電話を切るんです。切るくらいならかけてこなければいいのに、30秒くらいしたらまたかけてきて「さっきは失礼なことを言って申し訳なかったです」「謝るくらい

なら言うなよ」と思うけど、人間ってそんなものですよね。

人間って、人の中でしか生きていけないのかなと思います。よくあることで、うちは大変な方がたくさんいますが、電話がしょっちゅうかかってきます。居留守もよく使います、出るときりがないので。ターゲットの〇さんという人は居留守だけど、代わりの△さんとか聞いてくれる人はいっぱいいるので「〇さんはいないけど代わりに話だけなら聞きます」といって話は聞きますが、一方的にしか話をしないことが多いです。全くこちらの言事を聞かれません。私はなんで壁に向かってしゃべらんのかなって思うのです。でも人間は人間にしゃべりたい。聞いているかどうかわからない相槌でも人間に向かってしゃべりたいのですね。

### 成年後見がいらない社会を

そんなことを思いながら仕事をしています、人間は信じ続ければ、関わり続ければ変わってくる。けど気長に急いでも仕方がないと感じています。皆さんも市民後見になったら気長に片意地張らずにちょっと付き合ってみようかという気持ちでお付き合い願えたらありがたいのかなと思います。

権利擁護とは誰もが自分らしく生きることを支援する、普通に暮らすことを支援することです。成年後見人がついたからと言って、生活が変わるというのは本当はおかしいことです。今までと変わらず普通の生活が送れるというのがいいのかなと思います。私たちは地域で自分らしく生きることを支援したいと思っています。その為に地域での助け合いが不可欠です。たくさんの事例を知って思うことは、人はお金だけでは生きていけない。実は私は今 350 人、最新では 360 人くらいやっているかな。今までは 550 人くらいやってきました。数字の差はみんな亡くなっているのですが、こんなたくさんやっていますごく思うことが成年後見も必要ですよ、これは知多半島はセイフティーネットだからい後なったらうちが全部拾います。

でもこれだけやりながら思うのはこんなことやっていたらきりがありません。だからこれを使わなくてもいい社会を作ることが一番大事なのかなとおもっています。

助け合いをして、それでも使わなければいけない人はいるのです。普通の人は助け合えることころ、隣近所で銀行に行きにくくなったといえ、連れて行ってあげるから自分でやりなとか、足は何とかし

てあげるくらいの地域を作っていないとダメかなと思っています。

なぜかというとうちの委託料が 4900 くらいですが、今井さんは何人くらいやれると思います？と聞かれると、私の性格からするとお金さえ積んでくれたら何人でもやるというのが正直な気持ちです。

だけどそのお金って税金です。税金をどんどんつぎ込んでもらわなければいけない。ということは、タコが足を食べているということと同じことで、人に頼まないで自分でやればいい。そうすれば税金がいらないわけです。

成年後見をやればやるほど本当は地域での助け合いがものすごく大事ではないかと思っています。それがあってもトラブルを抱えている人がこの制度を利用する。虐待などの理由ではどうしても使わなければいけないです。

だけど、普通に暮らしている人たちは、自分たちが助け合いの中で何とかやっていかないと、大変な社会がくるのではないかなとやりながら、すごく思います。だからできることはみんなで作る、自分たちで作る。これから福祉施設や介護施設は地域包括ケアということで、地域でお年寄りも障害の方も、地域ぐるみでケアしていきましょう。

介護度の低い方の介護保険がなくなり。あれはよくないとは言われますが、国なんか頼りにしていませんか？幸せになれると思います？ならないですよ、大きな国で決めたことを地域で使っても。東京では合うかもしれないけれど、地方の地域では合わない。横浜のヘルパーは、マンションの中に入っただけで、一日仕事ができるのです。でも、知多半島のヘルパーは車に乗って一軒行ったら 30 分、また一軒行って 30 分。田舎だから車で渡り歩かないと仕事できません。それが同じ介護保険の制度を使っていたらうまくいかないのです。

だから、地域に合うやり方をしていくことが大事かなと思います。日本の国は今どんどん個人資産を狙っていますから、皆さんお金を上手に使ってくださいね。残すより年配の方は生きてうちに使ってくださいね。孫とかに渡して「ありがとう」と声が聞こえるうちに渡してあげてください。どれだけありがたいかなと思って。亡くなってもありがとうと言っているかもしれないけど「こんな権利じゃん」とか言いながらお金もらっているかもしれないので、生きているうちにお金を渡すことをお勧めします。主人の実家は高知ですけど、娘二人におじいちゃんおばあちゃんはお金をくれます。

大学に入ると免許取るときのお金、大学を出ると車を買うお金とか上手にくれるのです。そうするとやはり会いに行きます。親が行かないでも、自分だけ長期休みにちょこっと顔を見せに行ったり。見せに行くともた小遣いをくれたりしてるらしいんですよ。そうすると、また行きますね。向こうもうれしいし。

だから、お金は上手に使うことが大事で同族で残

してもらえるのもいいけど「ありがとう」の言葉を聞ける、生きていうちに上手に使っていくのがいいのかなと思います。でないとも相続税もどんどん上がっていて、国は今、個人資産を狙っていますから、皆さん上手に使っていい社会を作っていただければいいかなと思います。

これで私の話は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

シンポジウム

テーマ「地域における権利擁護の仕組みづくり」

コーディネーター  
 コメンテーター  
 シンポジスト

高木誠一氏(浜松成年後見センター)  
 今井友乃氏  
 横尾恵美子氏(聖隷クリストファー大学教授)  
 山本幸則氏(司法書士)  
 幸田恵里子(浜松市議会議員)  
 堂元京子(浜松成年後見センター)

司会

では、「地域における権利擁護の仕組みづくり」というテーマで皆さんに話いただきたいと思います。具体的で、実効性のある提言をいただければうれしく思います。

では、横尾先生から順番にご発言をお願いします。

横尾美恵子

介護福祉の専門学校の校長をさせていただいております、専門は介護福祉と高齢者福祉です。地域におけるとありましたが、今地域でどんなことが求められているのかということと、国がどのように考えているのかということと、2014年に静岡県社協の調査と一緒に関わって成年後見制度の必要度の概要と、それを受けて2015年度に地域包括支援センターに今、家族と暮らしている高齢者、一人暮らしの高齢者がどのような状況にあるのかを調査したことについて話をしていきます。

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムについて今井さんがよかったなと思うことをおっしゃっていたのが、普通に暮らすことを支援すること、私たちは地域で自分らしく生きることを支援することを考えます。その為には地域の助け合いが不可欠ですと言っていました。私もこれは全く同じで、国がやっていることを見るとけしからんと思って、こんな虫のいい話はないなど言いたいことはたくさんあるのですが、それをもう一度自分たちが住んでいる地域を見直しながら地域づくりに主体性を

平成25年3月  
 地域包括ケア研究会報告書より

地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」

○高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」。

地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」

「介護」「医療」「予防」と「生活支援」が相互に関連し、連携しながら総合的な支援を実現する。

【予防と生活支援】

- 生活の基盤として必要な住まいが確保され、本人の希望と経済力に合った住まいが提供されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られる住環境が必要。
- 【生活支援・福祉サービス】
- 心身の能力低下、経済的困窮、生活環境の変化などでも課題のある生活が継続できるような生活支援を行う。
- 生活支援には、食事の準備など、サービスでできる支援から、近隣住民の助け合いや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、幅広い多様な生活支援者には、福祉サービスとしての提供。
- 【介護・医療・予防】
- 本人の抱える課題に合わせて「介護」「医療」「予防」が専門職によって提供される。有機的に連携し、一体的に提供し、ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。
- 【本人・家族の選択と心構え】
- 高齢者・家族の意向が尊重される中で、必要に応じて生活支援と一体的に提供。本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

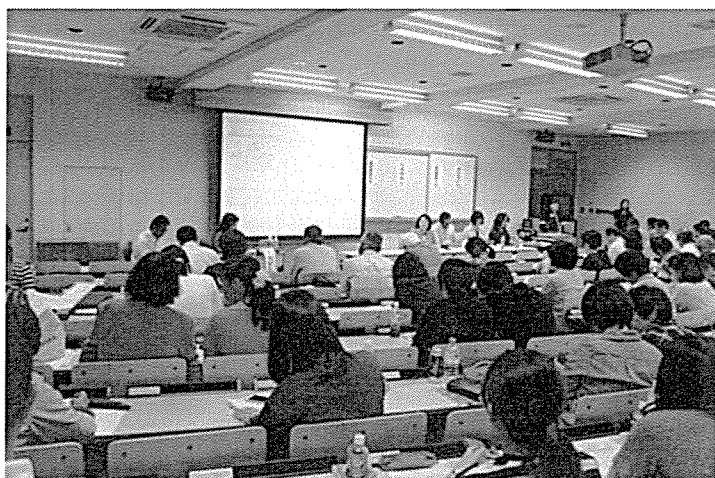
【費用負担による区分】

- 「自助」は自己による自己負担。「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間(若保護者)の負担であり、「自助」には「自分のことを自分でやる」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。
- これに対し、「互助」は相互にリスクを分かち合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に実行されていない。自助的である。
- 【時代や地域による違い】
- 2025年までは、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加。「自助」「互助」の概念が求められる範囲。役割が新しい形に。
- 都市部では、強い「互助」を期待することが難しい一方、民間サービス市場が大きい「自助」によるサービス購入が容易。都市部以外の地域は、民間市場が限定的だが「互助」の役割が大きい。
- 少子高齢化や財政状況から、「自助」「共助」の大規模な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを認識した取組が必要。

もって自分が主役としてかかわっていく、関わっていかざるを得ない時期がきていて、作り上げるとれば腹も立たないかなという気がします。

それではスライドに出ているのが地域包括ケアシステムです。皆さんは市民講座だったので市民の方だと思ったのですが、福祉職の人が案外多いので福祉職の人にとっては当たり前の話と重複するかと思います。地域包括ケアシステムとは何かと思うと思うのですが、地域包括ケアシステムというのは元気な時から本人、家族が老後の心構えをして、いろいろな意味の選択をしながら、住まいと住まい方を決めて、生活支援と福祉サービス、医療、看護、介護、リハビリ、保健、予防。こういうものをトータル的に提供しながら、重度の認知症になっても、または寝たきりになっても地域で暮らしていけるというものを作っていきましょうねという構成です。これはわざと p 15 と書いたものを置いているのは、毎年 10 年くらい介護支援専門員の試験のためのテキストの講師をやっています。だからここにテキストというのがあるときには介護支援専門員養成テキストの中に出ているということでケアマネージャになるために絶対知っておかないといけない知識ということで、このためにまたスライドを作り直そうとおもったけど、これがあるほうが面白いかなと思いました。だから、ケアマネージャになるためには、個々の内容はすべてを周知しておかなくてはなりませんよという資料で、それを知ってほしいと思って持ってきました。

私が気にしているところは本人家族の選択と心構え、こういうシステムの時に私たちの心構えを法律の中や国の政策の中に入れるのは、介護保険の時もそうでした。介護保険が始まって国民の共同連帯という言葉が出てきて「なに？共同連帯って？」この辺からたぶん、国は経済的にピンチになってきて、今までのように大盤振る舞いできなくなったということですけど、ここに単身高齢者のみの世帯が主流になる中で在宅生活を選択することの意味を本人、家族が理解してその



ための心構えを持つことが重要。どういうことかと言ったら早い時期、50代くらいの時から家族と仲良くなっていけば住宅を改装するなどしてこの先見てもらいなさいよ。そうでなければ自分の持っているお金を考えながらサービス付き高齢者住宅に住むのか、グループホームに行くのかという風に自分たちが年を取り要介護状態になった時にいい住まいはどこか、誰と住むのか、どんな暮らしをするのか元気なうちから考えてくださいというのが、この図の一番ベースにあるのです。

その次にここに自助、互助、公助、共助という言葉は今すぐ使っています。どういうことかと言ったら自助は自分で助ける、互助はボランティアをして助ける、公助は生活保護です。共助が介護保険で

す。私たちは介護保険料を毎月 40 歳以上の人は毎月何千円も取られています。だから要介護状態になったら当然のことながら 1 割負担でサービスをしてください、当たり前ですよねといいますが、そうじゃないのです。実は自分で自分のことができるようにしてください。そして地域で支え合ってください。高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が一層増加します。自助、自分で助けること、互助、お互い助けること、の概念を求められる、今までは公助、共助というのが中心だったけど、これからは自分たちで支える、または地域の人、周りの人と一緒に支える、これが主流になってきます。都市部では強い公助を期待することが難しい。要するに都会は地域関係が薄いのでちょっと難しいかもしれないが、民間サービスがたくさんあるから、介護保険に入っているにもかかわらず、民間サービスの自助、自分でお金を出してサービスを買ってくださいと言っているのです。介護保険があっても払っているからいいのに、民間のサービスを自分で払って買ってください。都市部である地域は民間事業が限定的、サービスは少ないけど互助ができるという形をしながら地域包括ケアシステムというというのは 2025 年を見据えて、ようするに共助、公助は少なくなります、自助互助でやり切ってくださいという話をしています。

そしてこれは寝たきりになっても住まいがあって、医療があって、介護があって、ここに老人クラブやボランティアがあって、そしてこういう形で支援していきましょうと言っています。地域の自主性、主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げていくことが大事です。

認知症になったらどうするのか。認知症には新オレンジプランというのがあって、認知症に対する手厚いケア手厚い支

援を今国は考えています。そして今一番大事なのは珍致傷の方を初期「認知症かな？ どうか？」と思ったとき、気が付いたら認知症で進んでいるという風になって支援したらお金も時間もかかるのです。だから私くらいの時から「あれ、あの人もちょっと変なこと言いだしたね」くらいのところから医療に繋げて、初期の集中支援に繋げようということになります。これが何につながるかというと、初期の認知症くらいだったら働ける、ボランティアができるという風に国は考えています。人が少なくなっていくので高齢になっても軽度の認知症になっても、ちょっと体がよくないくらいだったら社会参加をしようというのが国の絵です。

地域ケア会議というものを福祉職の方は当たり前のようにやっているのですが、一つのケースの方について会議をしますけど、その構成員に地域の支援者として自治体や民生委員、ボランティア、NPO など、今まではこの主には本人ご家族と、介護、医療、福祉の専門職によって地域ケア会議を行っていたんですけど、ここに自治会の人、民生委員の人、ボランティアの子と、コンビニの店員さんでもいいですが、コンビニなんかは地域に近い人達ですから、そういう地域の人たちを交えて会議を行う、そしてこの会議で地域づくりまでやりますよという意見も出ています。これくらい今までの地域の考え方が違って、本当に地域の方々が作り上げていく。そしてケース、認知症になった人のケース、いろんな困難なケースをみんなで考えていくというところ。また自分のところの強み、弱み、地域の弱み強みを考えながら地域を作っていこうという絵をかいています。

そして、これ同じことですけど、同じように高齢者がどんどん社会参加してください。今は要支援 1、2とか介護保険の初期の人たちは介護保険を使えなくなったのです。それを、高齢者とかが一般の人が起業してサービスを使えるようにやってほしいと考えています。また、健康づくり活動、地域活動などいろんな形をしながら、高齢者は社会参加をしてください。そうすると認知症にならないし、いつまでも元気でいられますよということを、今、強く言っています。

そしてもっと詳しくすると自治体単位ではコミュニティーカフェや声掛け、交流サロン、配食など、こんなことができるでしょ？ 自治体の方たち、そこに住んでいる方たち、少し考えてください。小学校区域では簡単な民間の事業になると思いますがつくってみましょうとか、市町村単位ではという風に小さな区域を少しずつ広げながらモデル的に作っています。コミュニティーカフェや交流サロン、配食、家事援助はできているところは相当増えて、退職後にやっていますとか、子育て終わったから作りましたなどの方がやっています。民間企業、NPO、協同組合、法人、ボランティアなど私たちがここにいる市民に起業してやってくださいと伝えています。

ここまでが国の在り方でした。今、私たちは介護保険が始まった時に介護の社会化と言われて、介護保険に入っていたら要介護状態になっても手厚くみてくれると思っていたけど、そうはならない。それを実現したら月に 10,000 円以上の介護保険料を払うようになってしまうかもしれない。その為には健康で長生きをして介護保険をあまり使わない、元気のいい地域を作りたいと思います。またもう一つは認知症の人がたくさんいます。また、寝たきりの人がたくさんいる。そういう地域を誰がどのように支えていくかというときには地域の人でしようということが強く言われています。

静岡県の社協で調査をしたのは社会福祉施設 3,459 か所に調査をしました。そしたらなんということか、認知症で今すぐ支援が必要だと言われている人がすごい勢いで居て、調査したのが 2014 年ですけど、施設ですぐに成年後見制度に繋がらないといけない人は 769 人いました。そして 5 年後、2019 年に 3.5 倍の 2,720 名。それだけの人が成年後見につなげないとやっていけないと福祉施設の人が思っています。

#### お金がないと成年後見は使えない？

福祉施設の人がそうはいつでも成年後見というのが案外つなぎにくいと思っていることが分かりました。なぜ使いにくいのか。本人の財産が無くて後見人の報酬支払いが困難ですという答えがすごく多くありました。また成年後見人申し立て費用、そのお金もないということがありました。でもこれは施設側の知識不足かなと思いました。

先ほど言いました支援事業というのがあるから、全員受けられるかどうかはわからないけれど、そういう制度もあるということ、または後見人がどこにいるかわからないので、どこにつないでいいかわからない。資料がないから申し立てをどうしていいかわからない、ということでまだ施設の方において後見人は必要だとわかって、そのための普及とか知識が遅れているということが分かりました。障害者施設と高齢者施設のなかでは統計的な意味があるくらい、高齢者の方は成年後見人を付けたいと思っているけど、障害者施設ではあまりそこに関心がないです。それはもう親御さんが保護者としてみているから自分たちは立ち入るべきじゃないという意識が自由記述のところに出ています。これは今日来ている福祉施設の人たちに考えてほしいですけど、やはり制度をつなげていくための専門職たるものの成年後見に対する知識とか運用性というものをもっと知ってほしいと思います。

#### 成年後見の理解と普及が必要

次に浜松市に置いて調査したのですが、ここにも協力してくださった方が居るかもしれません。2015年度に行いました。そして地域包括支援センターの介護支援専門員に調査しました。ちょっとびっくりしたのですが、家族と同居している人の成年後見人をつなげたいのですが、よくある、またはあるゾーンは50%以上になるとすごいなと思います。

これは人数ではなくてケアマネージャが自分のケースでは度々ある、私のところではそんなケースはないなどと言って答えたものです。成年後見の利用について家族で意見が違ふ、または意見が違ふのですが、すぐやりたい人は質問を求められて、自分自身がわからなくなっている、そしてこれは50%言っているのですが、半分の人が本人の貯金や年金を本人以外の場面で使用しているところを度々見つける、私たちはこれを経済的虐待というのですが、日本ではそういう意識がまだちょっと低いかなと思っています。また、本人の意向よりも家族の意向を優先してしまう議案というのが78.3%、8割くらい認知症になってしまうと本人より家族だという意見が出たり、これ専門職としてどうなのと思ってしまう、または本人は認知症なのでニーズを把握できていないという人も7割近くいるという風に認知症の人を取り巻く現状というのは相当難しいと思います。

そして今度は一人暮らしの人はどうなっているのだろうとおもってみたら一人暮らしは大きく分けて2つに分かれることが分かりました。近所の人の支えがあって一人暮らしが充実しているという人が70%以上いるのです。それと同じで身近に相談できる人がいないという人たちも65%くらいあって、近所付き合いがいいから成り立っている人と孤立している人と二分化しているということがよくわかりました。そして通帳や印鑑、現金がない人は7割、管理できていない人も6割居て、通帳の保管場所が全く難しい8割くらい。これくらい危うい人たちが一人暮らしの認知症で暮らしているという実情がこの浜松市にあります。このように浜松市においても成年後見人に繋げないといけいない人がたくさんいるということ、一人暮らしの人は経済的な搾取にあたり、詐欺にあたり、通帳の管理ができなかったり、本当に悲惨な状態にあるからこれをどのようにして成年後見に繋げていくのか、市民後見にどのようにつなげていくのかという仕組み作りがすごく必要だと思います。そこを私の問題提起とさせていただきます。

## 司会

ありがとうございます。

地域包括ケアで高齢者が社会参加するというお話があって、今井さんの話の中で75歳の人は裁判所が認めないという話が合ったのですが、法人後見の方は大丈夫ですね。チームでやっていきますので75歳の方もね。75歳だともうそんなにはできないなと思って聞いたんですが、成年後見センターも実は福祉職を退職した人たちが今、中心になってやっています。仕事をリタイヤした人がもう一度、専門性を活かして市民を支えるという仕事にたくさん参加していただけるとありがたいなと思います。それからもう一つ地域包括ケアの絵のようにはたして社会が進んでいるだろうか。一方でそういう不安も描いたとおりににはなっていないじゃんと思うところもあるんですけど、また時間があつたら議論したいなと思います。

## 山本幸則

司法書士の山本と言います。よろしくお願ひいたします。私は個人として成年後見を受けているわけですが、最近が高齢のお母さん、障害のお子さんというパターンとか、高齢の引きこもりの方の相談が増えているという印象を持っています。

### 家族の複合したニーズ

50歳を超えて引きこもりという形になってくると、ほぼお母さんあるいはお父さんの年金を使って生活されているということになってきます。当然虐待に結びついてくるということにもなってくるわけで、お父さんお母さんがまだ在宅で生活できればいいですけど、施設へ入らざるを得ないということになった場合、お母さんの年金はお母さんだけで使っていかなければいけない。そうなった場合に引きこもりの方はどうするのかという問題もあって、結局はいろんな問題が絡んでくるのです。一つ問題を解決するだけでは足りないということであるんなことが結びついていかなければいけないのかなと思います。私の方は市民後見人の養成・育成という観点、その必要性の観点から乗り越えていかなければならない課題についてお話をさせていただこうと思います。

先ほどから出ています地域包括ケアシステムの構築ということで厚生労働省のホームページを見るとデカデカと載っているわけです。地域で生活していくんだ、暮らしていくんだ、こういうシステムを2025年までに構築するという様なことを謳っているわけです。

## 介護保険の拡大成年後見

地域包括ケアシステムの基盤となるのはやはり介護保険だと思います。今は介護と医療の連携ということで医療保険も当然その基盤になってくるだろうと思います。介護・医療とも前半の話にもありましたが契約ということになりますので、成年後見という制度もやっぱり必須の制度、車の両輪のような形での必須の制度になってくるわけです。

必須の制度になってくるわけですが、最高裁判所の統計資料を見ると、昨年度といいますか平成 27 年の実績で 35,000 件ほどの成年後見関係事件の申し立てが全国でなされました。そのうち 8 割で、14%が補佐、4%程度が補助。任意後見はごくわずかの 1~2%ということです。

任意後見は契約を結んで、判断能力が減退したら発行するという形になりますけれども、その発行した割合が 1%ということですね。したがってほぼ後見という様な状態にあります。

後からもお話しさせていただきますが、成年後見の制度の利用促進法という法律が H28 年 5 月 13 日に施行されました。これが施行されたことによって、おそらくは後見ばかり利用されているような制度をなるべく前段階から補佐とか補助をもう少し利用できるような仕組みを作っていきましょうという様な流れにおそらくはなっていくだろうという風に思っています。そうすると今 35000 件ですけれどももう少し件数的に増えていく可能性があります。また高齢化の進展にともなって件数も同じように伸びていくだろうという風に思うわけです。

## 成年後見の受け皿

そうするとやはり後見人の受け皿、誰が後見人を受けるのかという問題がクローズアップされてくるということになります。また親族の後見人が 3 割を切っています。これは静岡も全く同じ状況です。静岡は本当に親族が 3 割、第三者後見人が 7 割という状態になっています。制度が施行されて以降、毎年 5%程度親族の後見人が減っていったわけです。今後同じような傾向をたどることになりますと、親族が受けないのであれば第三者が受けざるを得ない。では第三者というのは誰なのかという話になるわけですね。第三者として基本的に挙げられているのが弁護士、われわれ司法書士、社会福祉士、専門職というのは限りがあります。どんどん増えていくというのはあり得ないですから、それ以外にどなたが受けてくれるのかということで後見人を育成しなければならないということが必然的になってくるわけです。

介護の社会化という様な話もありましたが、同じように後見という制度も、やはり社会化しているという風な理解をしてもらって構わないかなという風に思います。親族だけではなく第三者が担っていくのだということです。いいかどうかというところは問題あるところだと思います。後見という制度は私受けていてある意味思うところは家族を分断して、ぶっこわしていくという側面も、副作用といいますかね、そういう側面もあるものですから、必ずしも後見の社会化が全面的にいいかどうかという議論をしなくてはいけないところだとは思いますが

## 市民後見人のイメージ

ただ、今は受け皿を確保するという意味において必然ですから、それに見合うような手当をしていかなければならないと思います。市民後見ですけれども、いろいろな形態があると思います。先ほどのお話にあった法人ですよ、市民後見人の育成の授業をいろいろ受けていただいて、若しくは実際の実務に携わっていただいたうえで、支援員として法人に雇用される、そういう形。あるいは社会福祉協議会の支援員として採用されたうえで社協が法人として受けている、あるいは NPO 法人が支援員として市民後見人として勉強した人を雇う、法人として後見を受けていくというパターンが一つあるのです。

その対極にあるのは個人ですね、育成講座、厚生労働省の講義のこれだけやりなさいという 50 時間くらいの勉強をなさいと HP 上にアップされていますけれども、これを受けたら一応市民後見人として講座を修了したという形で修了した人を全員ではないですが、ピックアップして名簿に登載して家庭裁判所に提出して、家庭裁判所に個人を選任してもらうということです。こういうパターンが対極になります。

あとは移行型のようなものもあるのかなと思います。最初は法人の支援員として経験を積んだ上で事件が安定している、支援員も慣れた場合に、個の支援員に事案を個人として引き継いでいく。そういうパターンもやはりあるのかなと思います。いろいろなパターンがあるかとは思いますが、いずれにしても市民後見人が活躍するために障害となることがいくつかあるかなと個人的には思っています。



## 身元保証の問題

基調講演でも出ましたけれど、身元保証という問題、医療同意、死後の事務、こういったことをどう考えていくのか、ということが市民後見人が活躍するにあたって障害になってくる、ネックになってくるという風に個人的には考えています。

身元保証について簡単に説明させていただければ、身元保証って使うほうも使われるほうも求められるものです。なんだかよくわからずに使っているのが実際のところだと思います。病院に入院する際、身元保証人あるいは誓約書にサインさせられて、そこには身元引受人などと書いてあります。でも何してほしいのかは書いてないケースがたくさんあります。だから求めているほうも求められているほうもよくわからずに使っているというのが実際のところだと思います。ただやはり施設あるいは病院の方に聞くと、病院の入院費あるいは施設の入所費用について連帯保証してほしいという点の一つと、何かあった時の緊急連絡先として携帯番号を教えてくださいという点の一つ、そして一番気がかりなこと施設として病院として気がかりなことはご遺体の搬送をしてくれるのかどうかということ、何とかやってほしいということ。そうということが身元保証の内容になってくると思っています。ただそもそも身元保証人を徴求するシステム自体がおかしいと思わなければいけないのかなと思います。

医師法 19 条を見ると、正当な理由なく医療行為、治療を拒否してはならないという風になっているわけです。それで身元保証人を徴求して、それがないと医療行為を拒否するのかといった場合に、逆に責任問われますよね。

あるいは介護施設、特養や老健、療養型などいずれにしても厚生労働省の省令で、平成 11 年の 3 月くらいに出た省令だと思うのですが、正当な理由なく入所、入居を拒否してはいけないという風になっています。その正当な理由の中に身元保証人を付けること、身元保証人を付けられないことが正当な理由になるかと言ったらやはりならないということです。前半の基調講演の中でもライフ協会の問題が出てきました。今年の 1 月にライフ協会が破たんしたわけです。最初は再生すると言っていましたが、最終的には破産の方向に動いているわけです。ライフ協会という団体が見守り家族事業ということをやっていました。今言った身元保証、医療同意、死後の事務をすべてセットでやりますということで、一定程度の預託金を預かって高齢者の方に安心を与えていたということです。前半では安心産業という言葉を使っていましたが、まさしくそうかなという風に思います。その預託金を最終的に亡くなった後のために取っておかなければいけないものについても事業に流用してしまったということで、返せなくなって破たんしたという様な形です。

だからセットで結ぶようなケースの場合、特に死後事務をお願いするという様なケースの場合は必ず一定の財産を預けておかなければなりません。そうなった場合、その保全がしっかりできているのかといったら、必ずしもはっきりしないところがある、そういう不安なところがあるということです。確かに丸投げしてしまっただけでそれがうまく機能すればいいですけども、必ずしも機能するという約束がないものですから、まず私自身が考えることは丸投げしてしまうのではなくて、一つ一つ問題を社会的に議論して、クリアしたうえで法律を作って、民間に任せるところは民間に任せて役割分担をしていくということをまず、話し合わなければいけないと思っています。

## 医療同意について

あと、医療同意の点もそうですね。医療同意、非常に難しいです。これも医師法 19 条に関わることだと思います。私もよくお医者さんに救急で看護されたときに呼ばれて行きますが「口からご飯食べられなくなりますよ」ということを言われて「どうしますか」と言われて、では「どうやって栄養補給の方法を選択するのか」というと、栄養補給の方法によっては余命に重大な影響があるわけです。末梢血管から点滴する方法ですと数週間で亡くなってしまいうわけです。胃瘻をしたり経管栄養をしたりすれば 1 年 2 年と生きるかもしれない。ではその方法を誰が選択するのか。私は全然関係ない第三者です。そういう人が選択していいのかどうか。これは誰も選択できないと思います。だからそういった場合に陥った時に後見人としてどう判断するのか、若しくは後見人として判断できないのだから、誰が判断するのか。私自身は誰も判断できないと思います。そうなった場合にはこういう様な方法でやりますよということをごどこかで決めないと、なかなかうまく機能していかないのかなと思います。あと、死後の事務についてもそうです。

今、年間 130 万人くらいがお亡くなりになります。団塊の世代が 85 歳になる時点でおそらく年間 160 万人くらいに増えるだろうと予想されています。では、亡くなった方の後のことを見送る方法を、祭祀行為ですが、それを誰がどのように担っていくのか、誰のお金を使うのか、そこをしっかりと詰めておかないと一気に問題を一つ一つ考えていく暇がなくなって来ると思います。だからそれについても今の段階で議論を重ねてやっていかないといけないと思います。こういった問題を一つ一つクリアしていくことによって市民後見人が安心して活躍していく、そういった土壌が作られていくのではないかと思います。

高齢化の問題というのは、日本だけの問題ではなくて世界の問題です。韓国やシンガポールは合計出生率が1くらいです。日本はと言いますと1.2ほどだったと思います。だから日本が一番最初に高齢化問題に直面してしまいましたが、日本より圧倒的に速いスピードでもっともっとほかの国が高齢化問題に直面してくる。だから、世界の国が今の日本がどうやってこのという国が高齢化の問題を乗り越えていくのかということについて非常に関心を持っています。日本がこれを乗り越えるようなシステム、方法を考えて、全世界に発信できればすごく国際貢献になる。だから皆さんはこういった大きな仕事の一役を担っているという様な意識をもって、自負心をもってやっていただけたらいいと思います。

私からは以上です。

## 司会

具体的な課題についてお話しいただきました。ありがとうございます。

市民後見が安心して活躍できる基盤をどのように作るか。これはとても大事な話だと思いました。続いては幸田さんをお願いしたいのですが、市議会議員という立場で浜松の貴重なデータも今日、お話しただけですし、また幸田さんは障害のあるこの親ということで、育成会の役員もされております。そのような立場でお話しいただきたいと思います。

## 幸田恵理子

成年後見制度市長申立件数

H27.3月末現在

区分	H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		
	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	申立件数	合計	
認知症高齢者	後見	3		1		5		1		4		6		3		6		8		10	
	保佐	0	3	0	1	1	6	0	1	1	5	0	6	0	3	1	7	1	9	2	12
	補助	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
知的障害	後見	0		0		1		3		2		2		2		0		1		0	
	保佐	0	0	0	0	2	3	1	4	1	3	1	3	1	3	0	0	0	1	1	1
	補助	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
精神障害	後見	3		0		4		1		3		1		0		1		2		1	
	保佐	0	3	0	0	1	5	0	1	0	3	0	1	0	0	1	0	2	0	0	1
	補助	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
計	6		1		14		6		11		10		6		8		12		14		

## 成年後見制度後見人等報酬助成 実績

区分	H18~H21	H22		H23		H24		H25		H26		H27 (3月末まで)	
		申立件数	金額	申立件数	金額	申立件数	金額	申立件数	金額	申立件数	金額	申立件数	金額
認知症高齢者	後見	5		2		2		3		5		3	
	保佐	0	1,530,600	0	486,000	0	486,000	0	872,514	3	1,468,252	8	2,169,598
	補助	0		0		0		0		0		0	
知的障害者	後見	1		1		1		0		2		3	
	保佐	0	234,000	1	486,000	1	420,000	0	0	2	722,791	5	2,010,800
	補助	0		0		0		0		0		0	
精神障害者	後見	0		0		1		1		0		4	
	保佐	0	0	0	0	0	234,000	0	216,000	1	380,000	2	1,335,600
	補助	0		0		0		0		0		0	
計		6	1,764,600	4	972,000	5	1,140,000	4	1,088,514	13	2,571,043	25	5,515,998

皆様、こんにちは。本日はこのような場を設けていただきまして誠にありがとうございます。私は市議会議員で、議員になって5年半になります。私には実は28歳になる障害のある娘がおりまして、議員になる前は私自身、成年後見制度自体、その必要性についてほとんどわかっていない状態でした。そんな中、親としてはとにかく死ぬまで、本人が亡くなるまで責任をもって親が見ていくものだとなんな認識だったのですが、自分が先に亡くなるということも全然意識のない中、そのように思い込んでおりました。

そういうなかで議員になりまして、平成22年に国でも成年後見制度のプロジェクトチームというものを、公明党の大口議員が中心になって立ち上げました。私も平成24年に議会質問で、浜松市の成年後見の在り方の質問をさせてもらいました。浜松市としては、成年後見人への費用負担が困難な方への報酬助成制度の対象の拡大をして、チームとして、責任をもって法人後見の後押しをしたいという回答がありました。

## 浜松市における成年後見利用促進の取り組み

皆様のお手元にもあると思いますが、浜松市の成年後見制度に対する取り組みがあります。これは実は今回このシンポジウムにシンポジストとして初めて呼ばれていますということを行いました、市の担当の方が作っていただきました。本当に一つ一つこういうことが知りたいのではということで作っていただいた資料ですので、また皆様、今日は時間がないので飛ばしていくこともあると思いますが、じっくりと読んでいただければと思います。

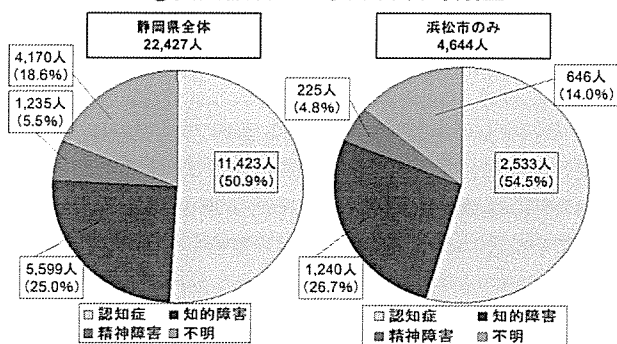
まず、浜松市の成年後見制度の利用促進事業として2つあります。市長申し立てと報酬助成という2つがあります。市長申し立てというのは、判断能力が十分でない方が成年後見制度を利用するときに親族が申し立てをできないという方に対して市長が代わりに申し立てをするという制度です。今のところ浜松市としましては、年々増えている状況ですが、10人から14人の方々がこの申し立てをしている状況です。

報酬助成というシステムもあります。成年後見が確定した人で実際の視力が十分でなくて、成年後見人等に支払いが困難な方に対して市の助成をしていきたいと思います。

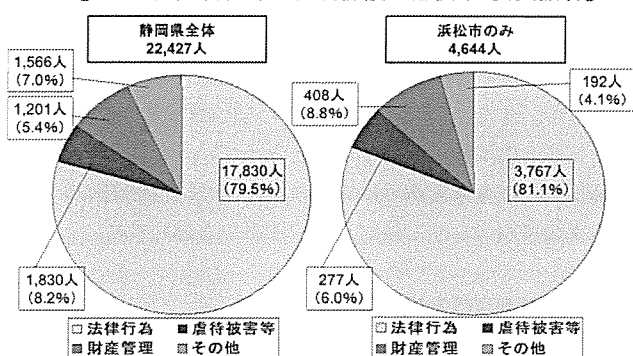
在宅の方は2万8000円、施設入所の方は1万8000円ということで助成をしています。報酬助成実績というものが載っておりますけれども、実は平成25年より報酬助成の対象者を市長申し立て以外にも拡大したことによって件数が増加して、平成27年の一年間で550万円くらい、助成をさせていただいています。

先ほども先生からお話がありました、県の社協でアンケートを取った結果があります。県全体と浜松市のみとさせていただきます。浜松市の方ではこのように見ていただ

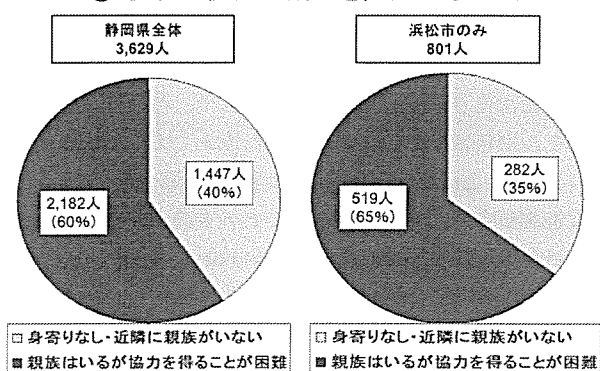
## ② 要支援者の主要な障害等類型



## ① 成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」



## ③ 身寄り・親族の協力を見込めない人



くわかるように県全体と似ていますが、やはり法律行為に対する内容が一番多いということです。この法律行為ということなのですが、消費者被害に遭う、悪徳業者に付きまわっているなどがあります。あとは的確に不動産の処分ができないなどが、法律行為の中に入っています。

次に虐待被害ということで、年金や預金などを取り上げられていることや必要ない医療、介護、福祉サービスの利用を妨げているなどがあります。あと、財産管理というところでは、商品を次々と購入したり、収入に似合わない、適切な管理ができないということが財産管理ということに関わってきます。こういう形で浜松にも必要な方がいます。

あとは抜粋してありますが、要支援、主要な障害ということで認知症の方々がたくさんおります。次に知的障害者、次に不明とありますけれども、この不明というのは医療的にいうとまだ診断はされていない方であると思います。あとは精神障害ということでこれも県全体で見ても、浜松市は認知症の方が多いなということを感じています。あともう一つが身寄りや親族の協力を見込めない人ということで、これも浜松市も県全体も同じような状況ですけれども、一番多いのは親族はいるけれども協力を得ることが困難な方が65%いらっしゃるということです。

成年後見制度を今後利用しなければならぬだろうという方々が、平成26年7月現在、浜松市に129名ですが、5

年後には4倍くらいになるのではないかとという予想もされています。全体的には5年後を見ても大変な数を支援していかなければならない状況だということです。

浜松市としてその他に権利擁護としてしが助成しているものがあります。それは浜松市社会福祉協議会が行っているもので、日常生活自立支援事業があります。認知症の高齢者、または知的・精神障害者のうち判断能力が不十分な方で、ある程度地域で自立生活が送れるように利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用援助を行うものです。ここは社協が担っております。次に自立支援事業の内容についてです。が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類関係の管理をやっています。

成年後見制度の自立支援事業との比較ということで出てあります。これを見ていただくとわかるように自立支援事業では所管が厚生労働省、成年後見制度は法務省になっている、ここにしっかりと役割があるわけです。法律も社会福祉法と成年後見制度が民法になる。制度利用にも家庭裁判所と社協というように、私は大きな壁を感じています。実は私のように障害者の親は特に日常生活自立支援をしながら法律行為にもかかわる財産管理も身上観護も本人に代わって手続きをしているというのが現状です。他人はそうはいかないと思いますけれど、やはり一人の人を支援していくには、成年後見制度と日常生活自立支援事業は同じ方向に向かう車の両輪のように連携によって成り立っていくということを感じます。

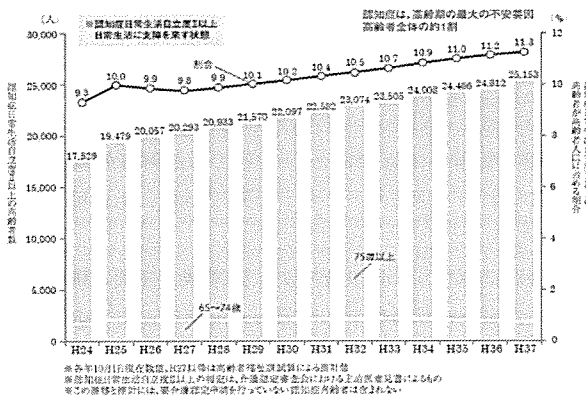
浜松市としてもデータが出ています。資料p.9友愛高齢者プランというものがあります。次にp.10の上の方にもありましてその推計を見ていただくとわかるように、浜松市としても要介護認定、介護度2の高齢者は平成24年17529人、平成26年には20,057人と大きく伸びていて、約10年後の平成37年には25153人まで増えると予想されています。今後成年後見制度の何らかの権利擁護を利用していく高齢者が増加していくということを浜松市は自覚しております。

### 成年後見関係機関の連携に向けて

今後の浜松市の対応ということで考えていることを挙げていきます。これは市の方にしっかりと確認をしております。NPO・家庭裁判所等、関係機関との意見交換をしたい。今年6月に第一回目をやりました。しかしそこにはNPOの方、議員の方などが集まっては見たのですが、まだ小さい会議だったものですから、ここに家庭裁判所の方などもっと多くの方の意見交換会をしなければならないと感じております。成年後見制度の需要と供給の把握をしっかりとしたいということ

です。それと成年後見制度利用促進法を踏まえた対応をしていきたいということです。それには国の基本計画の作成と機関の設置をしたいと考えています。あとは他都市の先進事業を参考に成年後見制度の利用促進に関する支援体制づくりも検討していきたいと思っております。

浜松市における認知症高齢者の推移  
※ゆうあい高齢者プランより



### 成年後見利用促進法の動き

市としては皆様に提示できるのはこういう対応の仕方しか提示できなかったのですが、私の方からは、まずは国の流れとして今回、成年後見理法というものが5月に制定して施行されたという話がありましたけれど、やはり成年後見制度の利用の促進に関する法律が一つと、事務を円滑化させる法律というのが二つ、今回成立をしました。資料はないですが、基本計画としてしっかりと国

の責務を明らかにするということがとともに計画的な推進を図るため、利用促進会議を内閣府に設置すると国は決めました。会長は総理大臣です。そして有識者で組織する成年後見制度利用促進委員会を立ち上げます。ここの委員会の中に最高裁判所の方も入るようにしました。政府は基本計画に基づいて施策するためには、やはり法制上、財政上、しっかりと措置をしていくということも言われておりますので、今後いろいろと決まってくる中、先ほどの浜松の対応の中にもありましたけれども計画を立て、そして申し立ての機関も設置していかなければならない、市としてやらなければいけない、今一歩、もう一歩進んでいかなければいけないと思います。

あと、国として挙げている課題として4つあります。国が自己決定というところの尊重と権利制限の見直し、医療同意の問題もあるということ、政治権への対処とこの4つを挙げて、検討していかなければならないと言われております。自己決

定の尊重ということでは補助や任意後見の利用促進を図っていく必要があるということで、やはり本人の能力がしっかりしている間にどうしていくかということをしっかりさせていくということと、本人の判断能力を高めるための支援、判断能力を補う支援をしていかななくてはならないということで、本人への尊重に重点を置きたいと思っております。

権利制限ということで皆様、記憶に新しいかもしれませんが、平成 25 年に後見人を付けたことで本人に選挙権が無くなってしまったということがあります。それに対して、平成 25 年それはしっかりと回復をさせていただいたのですが、尚まだ 200 以上の本人への権利制限規定が残っているそうです。本人の権利を守るための後見制度であるのなら、すべてをなくす方向で検討すべきではないかと考えております。

後先ほど言われた医療同意という問題も手術や検査などの医療行為が必要な時に、命に係わることなども含めてどう判断していくか、本人に代わって決定することについてこれもしっかりと規定をしていかなければならないだろうということで、検討が必要だと思います。あと、政治権の対処としまして、後見人が本人の財産を搾取するという事件がありました。それに対する対処として、監督機能を強化していくことが重要であり、一層の検討が必要ではないかと言われております。事務円滑方というものが法律でできたのですけれども、それは2つありまして、成年後見人への郵送、転送。本人宛に届いた郵便物を後見人へ転送できる仕組みというのも考えます。あと成年後見人が実は被後見人より先に亡くなってしまったときに事務を円滑に進める体制も必要だということでやっております。

最後になりますが私の方でいろいろとこういう勉強をさせていただいた中、私として権利擁護への提言ということで考えさせていただきました。やはりそこには権利擁護の擁護センターのようなものをしっかりと設置しなければならないのではないかと考えました。あと、任意後見制度の推進をしていかなければならないのではないかとということも感じました。本人の判断能力があるうちに本人の意向に沿った後見人を立てていくのが大事ではないかと思っております。先ほどありましたが支援員を増員していくということも大事だと思います。私は障害者の親でもあるので、親亡き後のことを考えていくと本当に信頼のできる心ある方に後見人になってもらいたいというのも願いです。そういう思いに叶った法人後見をしていただけたところを今後、作ってほしいと、計画的に増やしていただきたいと思っております。私たちは子供を預けている事業所さん、大変いい方がたくさんいらっしゃる、ここの方々に本当は後見人になってもらえるといいなと私も考えていましたが、それはできないということでしたので、そういう体制の中でも継続して支援できる法人後見を計画的に少しでも増やしていただける体制は必要ではないかなと感じました。

## 市民後見人人材バンクの提言

そして裁判所で受任できるという市民後見人を育成していく、市民後見人の人材バンクを作り上げて登録していただく中、受任への推薦を含めて後見人の増員への後押しをしていくことも必要ではないかなと、この点を今回、私自身の提言として感じました。今後も皆様のお力を借りながら成年後見は人で決まるから、信頼できる団体、自分の子供の財産、権利権を渡していくこと全て大事な後見制度ですので、しっかりと皆様のお力を借りながら権利擁護体制を作り上げていくことができたと思っておりますので、今後ともご指導の程よろしく申し上げます。

最後に今日の資料の中に埼玉県志木市の事例が先進事例として載せてありますので、また皆様、後で見ただけであればと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

## 司会

ありがとうございました。具体的なイメージも含めて提言をいただきました。議会の先生ということで大変期待したいと思っております。利用支援事業については 25 年に浜松も拡大をして、実は当センターも 25 年に始まって大変ありがたいですね。たくさん利用させていただいておりますけれども、例えば数十万持っているとか、150 万円以上の収入があったらだめですよということで、非常にボーダーの方たちもたくさんいて、そこを何とかというような提案も市の方にさせていただいておりますけれども、また知多ではどのような制度になっているのかをお伺いした否と思っております。

それでは堂元さんから浜松成年後見センターの実践から見えてきた課題についてお話を伺いたいと思っております。

## 堂元京子

浜松成年後見センターの堂本です。わたくしの方からは、後見センターの現状、権利擁護機関としてのセンターの取り組みなどについて述べさせていただきます。

### 浜松成年後見センターについて

まず、私どもの法人は特定非営利活動法人、通称 NPO 法人・浜松成年後見センターとありますが、市内にはよく似た名前の法人があり、よく間違えられたりしています。私たちの法人にはロゴがありますのでこれで確認して頂けたらと思います。そして、ぜひ名前も正しく覚えていただけますよう、お願いいたします。

また、浜松市で家庭裁判所から法人受任として認められ、選任されているのは当法人だけですので、合わせてご承知おきください。

先ほど、知多後見センターの今井さんが成年後見人は権利侵害のそのものとおっしゃいました。確かに諸刃の剣との名を持ち、その自覚は常に必要ですが、それは使い方次第ということで、そこに専門性が重要だと思います。

浜松成年後見センターは、まぎれもなく浜松市民の権利擁護機関です。成年後見制度は、法律で定められ、後見人等は法定代理人として家庭裁判所を監督機関としつつ、強い権限を持ちます。他人の財産を管理するので非常に高いモラルが必要です。判断能力の低下している方たちは様々な福祉制度、サービスが必要になりますので、後見人等以外にも多くの方たちが関わります。そのような中で後見人等も利用者を取り巻く支援チームの一員として機能します。私たちは一人の判断ではなく、複数の目を選びました。人の財産は複数でチェックできるほうが良いと考えました。利用者との相性も大切と思いました。誰が後見人になるかによって、利用者の生活の質に大きく差が出てしまうのはおかしいと思いました。そして、法人という形を選んだのです。

当センターは、平成 25 年 6 月に設立いたしました。家庭裁判所から選任され、受任している件数はのべ 110 件ほどになります。死亡終了としては 17 件ほどです。そして現在の受任件数は進行中も含めると九十数件になっています。

内容は後見、補佐、補助、任意後見、事務契約などと様々です。浜松成年後見センターの機能としては、まず後見制度をとりまく相談です。年間 80~100 件ほどになります。

浜松市の各区役所、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、病院、各施設、在宅のケアマネ、そして金融機関、ホームページなども立ち上がっておりますので、最近では直接市民の方々からも相談が増えています。

さらに親族後見の相談事案なども無料で行っております。次に講座、講演などの依頼があれば出かけていきます。

そして本日もそうですが、助成金を活用しての事業、市民サポーターの養成などの活動も担っております。昨年は、静岡県の市民後見人養成モデル事業ということで、市民サポーターの養成講座を開催しました。今日から始まる養成講座に関しては WAM の助成を活用しております。そして昨年度、講座を修了した方たちはサポーターの活動も始まっておりますので、その支援も行っております。

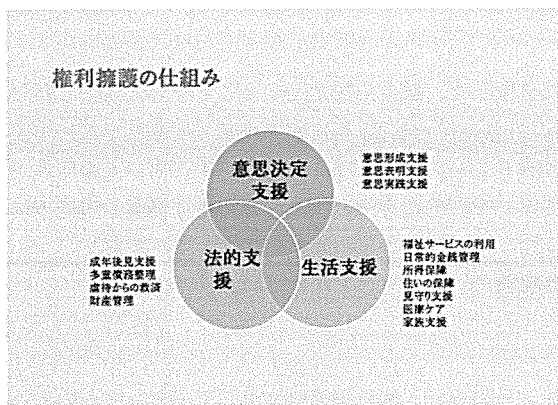
権利擁護の枠組みは、この図のように表すことができますが、成年後見制度というのはこの中で、ご利用者の法的支援を大きく担うとともに、この意思決定支援、そして生活支援にも深くかかわっております。成年後見センターには各機関、さまざまな機関、他業種の連携、協働のもとに活動しております。各関係機関の連携としては、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、家庭裁判所、市役所、金融機関、最近では警察署、そしてヘルパー事業所などと様々です。

専門職連携としては、医療機関、医師の先生方、弁護士、司法書士、土地家屋調査士など多岐に及びます。また、他業種連携、協働としては不動産会社、保険会社、解体業者、各宗派のお寺までと多岐に及んでおります。ここに西山ゴルフ場様、とつけさせていただきましたら、当センターは個人の自宅を使っておりますので、住宅地にあつて駐車場はとても限られております。そんな中、西山ゴルフ場のご厚意で広い駐車場を無料で貸していただいております。そのような善意の心をいただいて、私たちは日々活動しております。

さらに連携協力ネットワーク機関としての団体、研究会、勉強会などですけれども、浜松インクルージョン研究会、市内多職種による後見研究会、手をつなぐ育成会、そして今日も無料で会場をお借りしております聖隷クリスティーナ大学があります。

そしてこれからの浜松成年後見センターの目標と言いますか、願いは、増え続けるニーズに対して浜松市からの業務委託を受け、財政の安定化を図りたいと強く願っております。そしてずっと熱いラブコールを送り続けているのですが、社会福祉協議会と協働していきたいと思っています。法人受任の特性を活かし、市民参画を広げ、成年後見に対する市民の理解を促して地

域福祉に貢献したいと思っています。



成年後見制度はまだまだ過渡期の制度だと思います。様々な課題がありますけれども、常日頃の忙しさに負けてしまっていますが、各機関や大学と連携してコツコツと研究していきたいと思います。

私たちの次の世代、次世代を担う後継者の育成にも力を注ぎたいと思います。年配の方でもいいのですが、できれば比較的若い方たちに、これからこのような仕事をやっていこうと思われる方はぜひ、声をかけていただきたいと思います。この一つ一つをもっと詳細に説明したいのですが、時間の都合もありますので2点に絞ってお話させていただきたいと思います。

### 権利擁護センターの必要性

増え続けるニーズに対して浜松市からの業務委託を受け、財政の安定化を図りたいということなのですが、今日は行政の方がいらっしゃらないと思いますが、浜松市には行政としてぜひ、後見制度を組み入れた、先ほど幸田議員が権利擁護センターとおっしゃいましたが、本当に権利擁護の枠組みを作ってください、当センターをきちんと位置付けて使用していただきたいと切に願っております。

先ほども高木が申しましたが、浜松市は報酬助成の制度がありますけれども、年金や預貯金等上限が割と厳しく定められておりまして、なかなか厳しいものがあります。さらに介護保険も財政が切迫しているということで、昨年8月から制度改正になっております。高齢者の預貯金とか年金の上限でやはり、利用者のなかには療養型などは月額7~8万円も上がってしまったという例もありまして、それに引き続いて高齢者に関して言えば、預貯金なども厳しくなることによって、後見報酬にも影響が出ているような気もしています。なかなか出しづらい状況になってきているかなと思います。

### 困難事例の増加

現実には非常に困難な事例が増加傾向にあります。対応にとっても苦慮して、専門職のいろんな機関等も密に連絡を取りながら、一番人手がかかる人で、時間も非常にかかる、それでそれが継続して、取り組んでいて先が見えないというようなケースを私たちの法人も数件手持ちにしております。法人運営というところから考えると、ボランティアの限界を超えている状況もありまして、このままでは受任するケースを選んでいくしかないのではないかとことも考えたりしています。

でも、私たちが受けられないようなケースは、とても個人では受けられるようなケースではないと思いますので、そのケースはどうするのか、切り捨てていいのかということでもとても悩ましい思いです。でも、そういうケースに限って法定代理人は必要ということもありまして、やはりここは行政がしっかりとこういったケースも、後見が必要なケースをしっかりと受けていくことができるような枠組を作ってください、安心して受けていくことができるようにしていただきたいと本当に思っています。今日は行政の方はいないようですが、切に願っております。今井さんのところが本当にうらやましい限りです。

法人受任の特性を活かし、市民参画を広げ、成年後見に対する市民の理解を促して地域福祉に貢献したいというところですが、法人受任であることで貢献活動の業務を分けるということが出来ます。複数で関わる事が出来ます。そこに市民参画が可能になると考えております。今、国が、多額の予算を組んで、本当にお金をたくさん書けてまで、強く推し進めようとしている市民後見人が、全国的にみると事実として増えていかないのは、大きな理由の一つとしては現実、私たち専門職でも貢献活動には本当に難しい面があるからだとは私は考えております。本当に推し進めようとしている方たちは、現場の事実上を本当に知っていらっしゃるのかな、実態を知らなさすぎるのではないかとこともあります。しかし、行政や専門職による法人が母体となって、そして市民が専門職と一体的に活動に関わるということで、貢献活動への市民参画は十分可能になると考えています。

何よりもご利用者が安心できると思いますし、地域福祉向上の点からもとても意義のあることだと考えています。そのためにもしつこいようですが行政による後見制度を核とした権利擁護の枠組み作りは、本当に市民の権利擁護を支える上で、今後、早急に不可欠。この浜松においても不可欠になっているということとをぜひ、幸田議員、よろしく願いいたします。以上で私の方からは終わらせていただきます。

### 司会

ありがとうございました。今井さんのところの法人後見ですが、決定的に違うのは、今井さんのところが行政から委託で、サラリーをもらっているスタッフが給料をもらって活動しています。うちの法人は昨年度、年間2000万円ほどの報

## これからの浜松成年後見センター

- ① 増え続けるニーズに対して、浜松市からの業務委託を受けて、財政の安定化を図りたい
- ② 社協と協働していきたい……熱いラブコール♡♡
- ③ 法人受任の特性を活かし、市民参画を広げ市民の理解を促し、地域福祉に貢献したい
- ④ 制度に伴う課題について各機関や大学と連携して研究していきたい
- ⑤ 次世代を担う後継者の育成に力を注ぎたい

酬でした。半分をスタッフに還元して、残り半分で事務局の維持を行い、いろんな活動を行うということでほとんどお金は残りません。堂元さんがおっしゃったように若いスタッフがこれで食べていける職員がほしいし、そういう職業になるといいなと思っています。

そうなるための知恵などをまた、今井さんにお話を伺いたいと思います。本当に弱小でボランティアでやっていますが、浜松成年後見センターの強いのは、ネットワークが強いと思います。それぞれのスタッフがみんなそれぞれネットワークを持っていて、それをフルに活用して支援チームを作

っているところは自負しているところです。では一通り発言して頂きましたので今井さんからコメントをいただきたいと思っています。

### 今井友乃

何からお話ししようかといういろいろ聞かせていただきましたが、最初に言われた地域包括ケアというのは、私はこれを目指していくと思っているので、もともとのスタートというのはこれに強い地域、街づくりの強い地域なので、ご興味がありましたら地域福祉サポート知多と検索していただくと、0~100歳までの街づくりということでテキストが出てきます。それを目指している地域なので進んでいくのだらうと思います。

先生のお話を聞いていて「そうだわ」と思うことばかりなので、それを何とかしていかなければならないと思っています。最後、幸田さんと堂本さんのお話を聞いて思うのは、皆さん、浜松市というのはどうもお金を出していませんよね。

ということは、浜松市民はどうでもいいと思われているのですよ。知多半島は少しですが、一応お金を出しました。偉そうにこんなお金で知いう気にセーフティーネットを張ったと申しておりますが、その代りお金を払うことをやめないでくださいということが、お金を払い続けています。だから私たちは24時間365日の対応ができますし、うちは新卒が入ってきます。就職として入ってきます。退職金の積み立てもしておりますし、保険にも入っていますし、普通の会社の就職と一緒に。おかげさまで最近是有給もしっかりと取れるようになったので、みんな連休が続くと間に休みを取り、長い休みも取るなど、組織としても整ってきています。

私はやはり就職してくれるというのが嬉しいです。なぜかという、継続するからです。私の目標は団体を継続することなのです。私もそこそこの給料をもらっています。最初は自分に給料をもらうことがすごく辛かったのです。私はもともと専業主婦なので「いいのかな？」と思いましたが、こんな責任者をやるのに給料が安かったらやめられないと思って、今はしっかりと給料を付けてやめるときに備えています。

あと7年でやめようと思っています。60歳になったらやめようと思っているので、これだけ給料を付けておいたら誰かがやってくれるだろうと思っています。行政がお金を出さないということは、権利擁護ということに行政が責任を持っていないということです。

今日先ほど言ったように、皆さんは浜松市民の方ですよ。個別に窓口に行って「心配なんです」と言ってください。「愛知県の知多ではこんな風にやっているそうです。いいな、何とかならないですか」「うちの親がどうにかなってしまったら…」「うちの子が…」と一人ずつ言ってください。団体ではだめです。真面目に行政に声を届けてほしいのです。

皆さんは言っても仕方がないと思っています。言っても仕方がないですが、ちょこちょこと言って数をカウントしないと、声があるということを議員さんにも話をしてもらってお願いするのではなく、行政にお金を出させるのです。

お願いはしてはダメで、市民に必要だということを伝え、そのための受け皿として浜松後見センターは実績があるじゃないですか。行政は実績がないところに頼むのは怖いので、これだけの実績があるということに対して行政がお金を預けたら、「浜松市はすごいですね、私たちの安心安全を守ってくれる」という風になるのです。そのようにおだてに乗せて行政にお金を出してもらうのです。

真面目な話、このままでは善意で持っているということですよ。このようなところを善意で持たせるなんてズルいじゃないですか。行政はとてつもなくズルいのです。このような場所に行政の方が居ると「よくタダで頼んでいるよね」と平気で言います。今は安心安全が浜松市は守られていないという状況なのです。だから行政に責任を持っていただく。

実はこの仕組み、少しお金を出して支えていただくと、報酬などいろいろな意味でうまく回っては来ます。実は知多半



島も最初は 2,500 万円、今は 4,900 万円と、とても安いです。よその市町を全国的にみると、臼杵は 10 万人都市で 16 件くらいで 1,000 万円出します。知多半島は 60 万人都市で 350 件くらいで 4900 万円ととても安くなりますが、それはたくさんの人を支えて報酬もあるし、スキルもある。非常勤を 20 人くらい雇って、うまく仕組みが回って来る。でもその最初の基盤を整備するのは行政なのです。私たちは給料があるから安心して仕事ができるので、報酬に頼らず「誰でもやります」というのはしっかりとお給料の保証があるからなのです。その為にはやはり行政はお金を出すべきではないでしょうか、と思っています。

今の状態は、浜松市民は守られていない。ご厚意で何とかするというのは、やはり格好悪いのではないかなと思います。しっかりとお金を出して、責任を持っていただいて、守っていくということが大事だと思います。

今後は「権利擁護センター」ということで、高齢も障害も虐待も児童もすべて見ていくという形が必要になると思います。私たちの成年後見センターという名前は、早く始めている団体というのは成年後見センターという名前になっています。権利擁護という言葉は最近使われるようになってきました。これからは権利擁護ということに進んでいかれたらいいと思います。

行政に対しては、是非とも視察に来てください。バスに詰め込んで団体出来て、逃げられないような状態で同じような話を聞く。実はこのやり方は岐阜の遠野後見センターができるときに、行政の人がバスで多摩の中間支援を見せに行き、うちも作るよと遠野後見センターへバスに乗せて団体で行き、知多の近くもバスでうちに来る、その形で作ったところが結構あるのです。やはり人のところへ行ってみて、団体で同じ話を聞くということが大事です。

よそへ行くとき精神論でなくて費用対効果の話が実は出るのです。これをやることによって行政の滞納などを数字で見ただけだと、行政の方も出すだけではないと、市営住宅の滞納や水道などの滞納がたくさんあって、金銭搾取されて支払いができない、認知症になってただシンプルに支払えないことがある。それが後見人がつくことでよくなるということもあるので、そういうことを示しながらこの地域に実態がこれだけあるので行政にかかわってもら。場所として知多半島と似ていますよね。地理的に大学があるなど。うちは日本福祉大学というのがあるので、そこでの協力で学生や新卒の子が来てくれたりするので、同じような地域で上手に人材も確保しながら、住民の安全を守るという風に動いていくことができるいいと思いました。以上です。

## 司会

ありがとうございました。あとどなたでもよろしいですが、成年後見利用促進事業が施行されて、国の方ではこのように頑張っていくという事は聞こえますが、これは浜松市ではどのようになるのだろうかという具体的な中身が見えてこないです。幸田さんの話を聞いて浜松市でも体制を整備するという事ですが、具体的にはどのように変わるのでしょいか。国が予算をつけるのですか？

## 今井

こんなことをお話ししてもいいのか、浜松だから遠いからいいかと思ってお話ししますが、成年後見利用促進法の今年の予算をご存知ですか。確か国の予算が 7000 万円です。7000 万円では何が出来るわけがないと思いますが、国民という浜松市民、私たちはこれを逆手に利用はしています。

国が利用促進と言っているのだから利用しないほうはない。これに向けて啓発事業などをしなければならない、周知して市民後見人を育てなければならないということで、別枠の予算を付けていただくという動きをするのです。

今後国は法人後見という方向に進んでいくかと思われます。なぜかという市民後見は先ほどおっしゃったように進まない。その理由は、家裁が市民後見を認めない。難しいところはあると思います。法人後見で進めていったなかでの費用対効果なのです、実は。正直な話、安くつくのです。

働く方も敷居が低くスタートできるということ、後見の仕事は判断能力がない方を一人で受け止めると、ターゲットになった時に集中放火されるような状況が起きてしまいます。プロの方でもそれが起きるとすごく大変だと聞きます。うちは法人なのでメンバーチェンジしていきます。それが法人後見ならできますが、市民後見も法人後見下にいると、それがうまくいくのではないかということで、国の法も今後は法人後見の推進の方に予算付けをしていくのではないかと聞かせていただいて、地域包括ケアを国は進めたい。やはりその辺はかなり気にしております。そのなかで法人後見で進んでいく。

でも、それには市民の方に意識を持っていただいて、どのように動くかが大事です。今年ここは研修事業 2 年目ですか。

それを広げていく必要があって、その方が全員法人後見になるのかどうかは別として、意識を持った方を地域で増やしていくことがとても大切です。地域の中でそのようなことが起きているという意識は皆さんお持ちです。専門職は持っていません。地域にいる皆さんが「おかしいかな？」とわからないと、地域の中でつなげてこないのです。地域の中でどれだけたくさん作っていくかが、地域の財産になっていくのだと思っています。

## 司会

私から質問なのですが、報酬。もらう側ではなく、ご本人が払うわけです。裁判所が報酬付与の申し立てを受けて「この額です」ということで。私も障害者施設でご家族から相談も受けるのですが、第三者に頼むとお金がかかる、というところが一番ネックなのですね。家族がやればタダ、家族がもらってもいいのですが、家族がやっている様子を見てるとだんだんできなくなっています。うちの施設は親の高齢化が進んでいできなくなってしまう。1年に1回の定期報告でも全部こちらが書いてあげてという様なことがあるのですが、本当にお金がない人は利用支援事業の報酬助成を行政からもらえますが、半端に持っている人はやはり報酬を取られるのは痛いという風に思うのですが、そのあたりはどのように考えればよいのですか。

## 今井

報酬を取られたらなぜ痛いのですか？ 何が苦しいのですか？ たぶん私も親御さんにすごく聞かれていると思います。私のところは親亡き後に始めている組織なので、障害のある子を持つ親の前でお話することが多いです。そして言われるのは、報酬を取るとお金が無くなる。逆に後見人側から言わせていただくと、財産が無くなると報酬は出なくなりません。この制度はないと振れない制度なので、ある所からは出るけど、同じことをやっているのにないところからは出ないです。

親はお金が無くなると困ると言いますが、お金が無くなってどう困っていますか？暮らせているのではないですか？たぶん不安なのではないですか？不安なのはわかります。でもお金が減ったことによって暮らせなくなるほどお金が無くなった方は見ていませんし、うちは半分以上が障害の方になってきているのですが、うちが関わってお金が無くなった人はいません。

そうなのです。でもたぶん親御さんの気持ちはお金が無くなったらどうしようという不安な気持ち。でも後見人は厳しいことを言うといつまで生きてくれて、いつまで報酬をもらえるのだろうという気持ち。わかりますか。お金がない方は報酬が出ないだけなので、何も困らないのです。

ただやはり減っていくということに不安ですが、では何のためにお金を貯めているのか、そのお金は本人が遊ぶためなどに使うことができればいいのですが、ただただ貯めても仕方がないのではないですか。この間も障害の施設の家族会の会長が「うちの娘は1,200万円以上あるから。でもどんどんお金が減っていくお金がある」と言いましたよね。うちの娘でも一人1,200万円はないなあと思ったのですが、逆にそれをどのように使うのかを考えていただきたいです。たぶん減ることだけに不安なのでしょう。亡くなるまでそれを置いておいて、どのようにしようと思っているのだろうというのが私の疑問です。

逆にうちは第三者が後見しているのにもかかわらず、法定相続人、相続人にお金を渡さなければいけないのです。何も世話もしていないし、関わってもいないのに探して、その人にお金を渡すのですか？正直な話、あまりいい気もしないです。何もしていないのに、なぜお金だけ持っていくのだろうと思うので、なるべく本人が使ってほしいのです。本人が楽しくお金を使うものだと思います。

施設の方には同じような質問を受けました。お金がないのに見てくれるのかとおっしゃるので、知多半島の方なら見ますという、お金がないことないですというのですが全く分かってもらえなかったです。日本の国はすごく優しい国なので、無いように払えとは言わないです。ない方はない分だけ、ある方はあるようにというようになっているので、そんなに心配はないです。

それ以上に今障害の方が心配しなければならないのは、お金ではなく、自分の子供たちに関わってくれる支援者、ヘルパーや施設の職員がいないことです。まじめな話。そちらのほうが問題でお金は何とかなるというのが実情です。

でも親御さんは心配、不安なのだと思います。でも私は親には死ぬまで心配してください、心配するのは親の役割だからと平気で言います。日本の国に住んでいる限り、お金の心配はないけど逆にこの地域だと、誰がそれを受けてくれるかというのが問題です。今のままでは、この浜松成年後見センターもこのようにボランティア的では続かないし、障害の子

を抱えるわけにはいかないじゃないですか。やはりどこに受けてもらうか、安定して受けてもらうことが大事で、親御さんもそう思うなら、市役所へ行って訴えるような活動をしてほしいと思います。

#### 司会

ありがとうございました。

あと 5 分程度になりましたので、シンポジストの方、今までの話を聞きながらこれを言っておこうということを、一言ずつお話しして頂いて終わりにしたいと思います。

#### 横尾

一言ずつと言われましたが、私は浜松の人ではなくて、ここへきて 6 年くらいになるのですが、浜松は先ほど言われたように、人柄や土地柄が相当いいと思って、気候も人もすごく暮らしやすいと思っています。

そして私が勤めているのは聖隷学園ですので、聖隷福祉事業団、聖隷グループがたくさんいるのですけれど、これほど福祉・医療に豊かな街を私は知らないです。これだけよい福祉施設、もちろん聖隷グループではなくても普通の社会福祉法人の人たちもすごく質が高いです。

いろいろな県で教員をやってきて実習巡回に行ったときに、嫌な思いなどたくさんしてきたのですが、ここは平均がすごく高いと思っております。たぶんそれは大きな事業団があって、そこに引っ張られるように地域力がすごくついているのだらうと思うのです。

ただ、これは私の憶測で一人勝手に思っているのですが、それに引きずられすぎてサービスもたくさんあるのです。事業団やいろいろなところが今どのようなサービスが必要かと作ろうとするから、ある意味行政が何もしなくても、今までは案外豊かな地なので、そこまで困ったという声が届かなかったのではないかと思います。

ただ、やはり企業がやる、社会福祉法人がやる事業、社会福祉法人が地域に貢献しなさと言われていますが、市民が作る NPO などとは少し違ってくるのだらうと思うのです。それで、ここの特徴としては福祉やサービスや医療はすごく充実しているけど、本当に生活という中に入り込んでいったときにまだそこを作る土壌が弱かった。行政がそこを市民と一緒に努力していこうというところが弱い。

私はいろんなところで委員会をやっていますが、今までいくつもの県の委員会をやっているところに比べるとこれだけ開放的なのに、保守的、消極的かなと感じるので、豊かすぎるところに問題があるのではないかと思います。これは私の勝手な思いです。

#### 山本

先ほどの今井先生のお話、市民が守られていないということが分かりました。すごいなと思いました。確かにそのような視点で見れば、そうなのかなと思いました。市民後見、法人後見も含めて必須なものになってくると思いますし、その中で市民後見人の育成というのは各種法律で行政側と市や町がやりなさいという努力義務が法律で規定されているわけですから、市町が積極的に中心となって関わっていくというのが本来の姿であって、丸投げして良しとするということは決してないはずだという風には思っております。だからこそ法人という NPO 法人、社協でもいいですがその受け皿となる、市と町がしっかりと情報を密にして市も積極的に関わっていく。

丸投げして予算を付けて終わり、実績とすることなく、市も待ちもかかわっていく姿勢が必要です。家庭裁判所も含めて連絡協議会を開くなど現状を打破していくことが大事だらうと思いました。

#### 幸田

本当に今日はすべてにわたって本当に勉強になりました。私の方からは市の職員というのは専門家でもないのです。3 年に一度は変わるという状況の中、継続性がないというのが問題だと思えます。

成年後見の大事なお話を前回聞いていた課長が 2 人も定年退職しました。せっかく聞いてくださっていた課長さんが定年退職で、それをどう継続させていくか、私はそのあとまたお願いをして、総務課の課長にはお話を聞いてほしいということで 6 月に場を設けさせていただきましたが、内容はどうかということもありました。専門家ではないということもありますので、皆様の官民一体の協力の中、これを構築していかなくてはいけないということも、市も感じていると思います。

先ほどの曲げてはいけないというところにも市も関わっていく。今後これからの権利擁護の体制づくりというのは、市がしっかりと管理していかなければいけないというのと同時に、皆様の力を借りて一つ一つ市が携わってやっていくという意識の問題も変えていかなければいけないと感じました。

今井先生がおっしゃったように私も浜松市にもしっかりと質問をして、研究していきたいと思っております。そういう思いにさせていただきました。ありがとうございました。

#### 堂元

私は「ばあとなあ」という、社会福祉士会が後見受任をする組織を作っていますが、その第3期生で、平成15年から受任を続けております。本当に仕事として、収入として考えるなら、個人でやっていたほうがよほど収入は高いです。けれど、それをずっとやりながら様々な課題を感じ法人後見を立ち上げました。私は高齢者分野専門でしたが、今は事務局長の高木の方は障害をやっている高齢者も障害者も専門的に取り組んでいます。

そして個人で受けているときも、本当に難しいケースは今の藤澤理事長が弁護士として複数後見でサポートしてくださり、そういう力を借りながらやってきました。

私は本当にこの後見制度というものを、みんなの権利擁護としてすごく大事なものだと考えていて、これだけ思いを強くしてやっているのは、浜松において全国に恥ずかしくないシステムを作りたいという、ただその思いです。

今井さんが、めげないで何度も市に掛け合っという風におっしゃるのですが、ずっとかつて今井さんが来てくださったときから、行ってはいるのですが、くじけてしまっております。なので、くじけないで浜松市にはお話ししながら、人が変わらない審議会のようなものを立ち上げて、継続して浜松市民にとってどのような形がいいのか、市民後見はどうあるべきかなどをしっかりと構築できたらいいなと思います。

法人化して、いろいろなところとネットワークが広がっています。高齢者や障害者に関わっていれば本当に家族のような猫や犬などの動物を置いて施設に行かなくてはならないというときに、絶対、保健所なんかにはやるものかと、里親探しに奔走したこともあります。今、うちのスタッフは笑っていると思います。堂元さんは動物の後見もやるのかと言われますが、本当に大事なことだと思っています。家族にとっては家族です。

だからそのように広がっていくことも全部背負って私たちがやっていきたいと思うので、市が動かないなら市民でやりましょうという感じになってしまいますが、やはりお金がないとできませんので、何とか市に出していただけるように、また議員さんのお力を借りて、よろしく願います。

#### 司会

ありがとうございました。それでは時間は若干、過ぎましたけれども、やるべきことが随分見えてきたので、今日来ていただいた市民の皆さん、あるいは福祉の専門職、医療の専門職の皆さんと手を携えて浜松の権利擁護の体制が一步でも進むように努力をしていきたいと思っております。シンポジストの皆さん、本当にありがとうございました。

### 3 市民成年後見人(成年後見市民サポーター)養成研修

平成 29 年 9 月 17 日から平成 29 年 1 月 28 日の 11 日間、延べ 2,780 分の講習による市民成年後見人養成研修を開催した。当センターでのホームページ掲載、チラシの配布等で募集を行った。定員 15 名に対し応募者数は 15 名であった。書類選考により 12 名の受講者に受講決定を行い、うち 11 名が養成研修を修了した。

本研修は成年後見制度の勉強会ではなく、研修終了後は当センターのスタッフ（成年後見市民サポーター）として成年後見活動に参画するという条件での受講であったために、修了者は成年後見市民サポーターとして登録を行った。

#### 平成 28 年度 市民後見人（成年後見市民サポーター）養成研修募集要綱（WAM 助成事業）

##### 1 目 的

判断能力が低い方々の権利を守り、法的に支援する成年後見制度は、住み慣れた地域で暮らしていくために重要な制度であり、需要も高まっています。地域で、誰もがいつでも安心して成年後見制度を利用できるように、市民を対象に新たな権利擁護の担い手になっていただくための講座を開催します。

##### 2 主 催

特定非営利活動法人浜松成年後見センター

独立行政法人福祉医療機構（WAM）社会福祉振興助成事業

##### 3 期 日

平成 28 年 9 月 17 日～平成 29 年 1 月 28 日 土曜日 全 11 日間

（内容及び日程については、別紙プログラムをご参照ください。）

※プログラムのなかで、実習を予定しております。実習に関する日程等は講座内でご連絡いたします。

##### 4 会 場

浜松市福祉交流センター他（回ごとに会場が違いますので別紙プログラムにて確認ください）

##### 5 定 員 15 名

##### 6 応募資格

以下の(1)～(5)の全ての要件を満たしている方

(1)平成 28 年 4 月現在、浜松市（近郊含む）に在住の方

(2)市民後見活動に熱意と理解があり、受講終了後に後見人従事者（市民後見人）として活動可能な方

(3)原則として、全日程の受講が可能な方（遅刻、早退、途中退出不可）

※やむを得ず欠席となった場合、レポート等の補講を予定しております。

(4)以下の後見人の欠格事由に該当しない方

・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

・破産者

・未成年

・暴力団員

##### 7 参加費 無料

##### 8 応募方法 ◆申込書類について

・申込書類等の書類は、浜松成年後見センターホームページよりダウンロードしてお申し込みください。

<提出いただくもの>

①市民後見人（成年後見市民サポーター）養成研修 受講申込書

※顔写真 3×4 cm を忘れずに添付してください

（スナップ写真不可）

②作文（志望動機 400 字以内）

◆申込書類の提出

郵送により、「浜松成年後見センター」宛てに提出してください。

持参の場合は、月曜日～金曜日の午前9時から

午後5時の間をお願いします。

<受付期間 >

平成28年8月1日(月)～8月19日(金)必着

(締切日後の提出についてはお受けいたしかねますのでご了承願います。)

◆受講者の決定

・書類選考後、受講可否の決定は、8月下旬に応募者全員に郵送で連絡します。

※個人情報については、市民後見人養成研修の受講に関する用途以外には使用しません。また、受講決定がされなかった方については、提出書類を返送します。

9 問い合わせ・受講申込書請求先

〒432-8001 浜松市西区西山町 808-72

電話： 053-485-8770 FAX： 053-522-8123



開校式



修了式

## 研修カリキュラム

講座日程 平成 28 年 9 月 17 日～平成 29 年 1 月 14 日 全 11 日				
1 日目 9 月 17 日 (土) 13:00～17:00 聖隷クリストファー大学 1701 教室				
NO	科目	内容	講師等	時間
1	開校式	オリエンテーション	スタッフ	30 分
2	社会福祉の動向と権利擁護	成年後見制度の背景および市民後見人の必要性和理念を理解する。	知多地域成年後見センター事務局長 今井友乃氏	90 分
3	地域における権利擁護支援のあり方	超高齢社会を迎え、地域の市民の権利擁護の支援体制はどうあるべきか考える。	知多地域成年後見センター 事務局長 今井友乃氏 聖隷クリストファー大学 教授 横尾恵美子氏 司法書士 山本幸則氏 認定社会福祉士 堂元京子氏 浜松市議会議員 幸田恵理子氏 社会福祉士 高木誠一氏	105 分
2 日目 10 月 1 日 (土) 13:00～17:00 浜松市福祉交流センター会議室 21 会議室				
4	成年後見制度の基礎理解	成年後見制度の概要を知る。法定後見、任意後見の制度を理解する。	司法書士 山本幸則氏	90 分
5	後見人業務の理解 (1) 規範と倫理	成年後見人の倫理を学ぶ。個人情報保護、虐待防止、守秘義務、クライアント主体について学ぶ。	社会福祉士 美和勇一郎氏	90 分
3 日目 10 月 15 日 (土) 10:30～16:30 浜松科学館会議室第 1 講座室				
6	民法の理解	財産管理や相続についての基礎知識を習得する。家族法、財産法を理解する。	弁護士 藤澤智実氏	90 分
7	社会福祉の現状の理解	我が国の社会福祉の現状と動向を理解する。	聖隷クリストファー大学横尾恵美子氏	90 分
8	障害者の理解 (1)	障害者総合支援法、障害福祉サービスを理解する。	社会福祉士 美和勇一郎氏	60 分
4 日目 10 月 29 日 (土) 13:00～16:30 浜松科学館会議室第 1 講座室				
9	高齢者の理解 (1)	介護保険制度、高齢者福祉サービスを理解する。	社会福祉士 辛島 龍 氏	60 分
10	申立て支援の実務	成年後見の申立の実務を理解する。(親族申立、本人申立て、市長申立て等の申立の実務を学ぶ)	社会福祉士 杉浦芳枝氏	120 分
5 日目 11 月 12 日 (土) 13:00～16:30 浜松科学館会議室第 1 講座室				

11	人権・権利擁護の理解	人権思想を学ぶ。基本的人権を理解する。虐待防止を理解する。	社会福祉士 高木誠一氏	90分
12	高齢者の理解(2)	認知症や高齢による障害を理解する。	社会福祉士 藤田直利氏	90分
6日目 11月26日(土) 13:00~16:30 浜松市福祉交流センター会議室 21 会議室				
13	後見人業務の理解(2) 支援計画	支援計画作成、身上監護、財産管理の具体的な方法を習得する。	認定社会福祉士 堂元京子氏	180分
14	生活困窮者の支援	生活保護制度、年金・税務を理解する。生活困窮者の自立支援を考える。	社会福祉士 山本健司氏	60分
7日目 12月10日(土) 13:00~16:30 浜松市福祉交流センター会議室 22 会議室				
15	障害者の理解(2)	知的障害、精神障害、発達障害を理解する。	社会福祉士 鈴木隆介氏	90分
16	後見人業務の理解(3) 報告書作成	報告書の作成方法を習得する。	認定社会福祉士 堂元京子氏	180分
			社会福祉士 杉浦芳枝氏	
8日目 12月17日(土) 13:00~16:30 アクトシティ浜松研修交流センター405 会議室				
12	後見人業務の理解(4) 事例検討	事例検討を通して、具体的な支援のあり方を学ぶ。	認定社会福祉士 堂元京子氏	180分
			社会福祉士 高木誠一氏	
9日目 平成29年1月14日(土) 13:00~16:30 浜松科学館会議室第1 講座室				
18	相談面接の理解・演習	相談面接技法や適切なコミュニケーションを取得する。	臨床心理士 高木紀子氏	180分
10日目 1月中 13:00~16:30 浜松成年後見センター				
14	実習	現任者とともに、同席面接や同行訪問を行い、実際の支援方法を学ぶ。	スタッフ	180分
			後見業務現任者	
11日目 1月28日(土) 13:00~16:30 350の67				
15	レポート作成	実習の報告および今後の成年後見市民サポーターとしての抱負を記述し、グループワークにて発表する。	認定社会福祉士 堂元京子氏	120分
			社会福祉士 杉浦芳枝氏	
			社会福祉士 高木誠一氏	
			社会福祉士 鈴木隆介氏	
16	修了式	修了証授与	スタッフ	20分